

(第一類 第二号)

第九十一回国会
衆議院 地方行政委員会議録第八号

昭和五十五年三月二十一日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事 石川 要三君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 小瀬 神沢君

理事 大石 千八君

理事 大石 幸義君

理事 大石 净君

理事 大石 秀治君

理事 大石 潔君

理事 大石 善之君

理事 大石 駿天君

理事 大石 北口 博君

理事 大石 丹羽 雄哉君

理事 大石 加藤 万吉君

理事 大石 河野 正君

理事 大石 河野 勝君

理事 大石 白川 次男君

理事 大石 中村 茂君

理事 大石 山田 芳治君

理事 大石 井岡 大治君

理事 大石 安藤 嶽君

理事 大石 田島 衛君

理事 大石 中村 茂君

理事 大石 山田 芳治君

理事 大石 井岡 大治君

理事 大石 安藤 嶽君

理事 大石 田島 衛君

理事 大石 中村 茂君

理事 大石 山田 芳治君

理事 大石 井岡 大治君

理事 大石 安藤 嶽君

理事 大石 田島 衛君

理事 大石 中村 茂君

理事 大石 山田 芳治君

理事 大石 井岡 大治君

理事 大石 安藤 嶽君

理事 大石 田島 衛君

理事 大石 中村 茂君

理事 大石 山田 芳治君

理事 大石 井岡 大治君

理事 大石 安藤 嶽君

理事 大石 田島 衛君

理事 石川 要三君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 小瀬 神沢君

理事 大石 千八君

理事 大石 幸義君

理事 大石 净君

理事 大石 秀治君

理事 大石 潔君

理事 大石 善之君

理事 大石 駿天君

理事 大石 北口 博君

理事 大石 丹羽 雄哉君

理事 大石 加藤 万吉君

理事 大石 河野 正君

理事 大石 河野 勝君

理事 大石 白川 次男君

理事 大石 中村 茂君

理事 大石 山田 芳治君

理事 大石 井岡 大治君

理事 大臣 安藤 嶽君

理事 大臣 田島 衛君

理事 大臣 中村 茂君

理事 大臣 山田 芳治君

理事 大臣 井岡 大治君

理事 大臣 安藤 嶽君

理事 大臣 田島 衛君

理事 大臣 中村 茂君

理事 大臣 山田 芳治君

理事 大臣 井岡 大治君

理事 大臣 安藤 嶽君

理事 大臣 田島 衛君

理事 大臣 中村 茂君

理事 大臣 山田 芳治君

理事 大臣 井岡 大治君

理事 大臣 安藤 嶽君

理事 大臣 田島 衛君

理事 大臣 中村 茂君

理事 大臣 山田 芳治君

理事 大臣 井岡 大治君

理事 大臣 安藤 嶽君

理事 大臣 田島 衛君

理事 大臣 中村 茂君

理事 大臣 山田 芳治君

建設省都市局都 小林 実君
市再開発課長
地方行政委員会 岡田 純夫君
調査室長

同(井岡大治君紹介)(第二六二三号)
同(斎藤実君紹介)(第二六二四号)
同(玉置一弥君紹介)(第二六二五号)
同外一件(山本政弘君紹介)(第二六二六号)
同(塙田晋君紹介)(第二六九八号)
同外一件(山花貞夫君紹介)(第二六九九号)

は本委員会に付託された。
は撤回された。

同月二十一日

過疎地域振興法案(山中貞則君外八名提出)
過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(細谷治嘉君外三十五名提出)

過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(小瀬新次君外三十二名提出)

は撤回された。

過疎地域振興特別措置法案起草の件

本日の余議に付した案件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

過疎地域振興特別措置法案起草の件

○塩谷委員長 これより会議を聞きます。

本日付託になりました内閣提出に係る地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○後藤田國務大臣 ただいま議題となりました地

方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今般の電気料金の改定に伴い、住民負担の軽減を図るため、電気税の免税点を二千四百円から三千六百円に引き上げようとするものであります。この改正により、平年度百五十五億円の減税を行うこととなります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○塩谷委員長 以上で、本案の提案理由の説明は終わりました。

○塩谷委員長 次に、内閣提出に係る地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○塩谷委員長 次に、内閣提出に係る地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

私はいま大蔵委員会に所属をしながら、国と税制を見ながら地方税制というものを考える場合に、わが国の地方税制が国の税制に従属をしているという感慨が非常に深いわけであります。具体的にそれを申し上げながら、地方税というのもつと自主独立の立場に立った税制度があるべきではないかといふ点を質問を申し上げたいと思つてあります。

わが国の戦後の税制を概観いたしますと、昭和二十年代はシャウブというアメリカの調査団が参りましたが、わが国に対してもるべき税制の姿といふものを勧告をいたしました。それに沿つた税制ができたわけですが、これはまず二十年代に崩壊をいたしました。なぜ崩壊をしたかと言いますと、三十年代に入つて、わが国が高度経済

成長政策という政策を採用いたしました。シャウブは、税制というものは政策から中立であるべきだという提言をいたしております。ところが、三十年代の税制を見ますと、まさにこれは逆であります。まして、わが国の資本蓄積とか設備の近代化、合理化、あるいはまた貯蓄の増進、輸出促進という個々の政策課題のために税制が奉仕をした、こういう状況が三十年代から四十年代に続いております。そのために、シャウブが言ったところの政策から中立であるべきだという概念は、二十年代の末期、三十年代の当初にはもう崩壊をして、三十年から始まつた池田内閣以来の高度経済成長政策の中で、いま言つた個々の政策目標のために、租税特別措置を初めとするあらゆる政策的な課題に奉仕をしてきた税制というものが、いわゆる高度経済成長期を通じての税制であつたわけであります。

確かに個々の政策目標に税制が対応してきたと

いう中で、その目標は達成されたという評価は

できると思うのであります、いまここで低経済

成長の中で、しかも財政再建というものを国、地

方を通じて厳しく追求されなければならぬとき

にこそ、まさにこの個々の政策目標に奉仕をして

いたわが国の税制体系というものを大きく見直さ

なければならぬ時期が来ているのではないか、

このように思うわけであります。その立場に立つ

ならば、いまやまさに財政再建という大きな目標

はあるけれども、もちろん新しい税制を導入をし

たいという政府の意図もわかるし、一般消費税等

を具体的に取り上げたこともわかりますけれど

も、それ以前に、シャウブが言つたように税とい

うものは政策から中立であるべきだという考え方、そして公平の概念というものをそこでは取り

入れて、もう一度検討し直す必要があるのではないかといふことが今日ほど痛感されるときはない

と思います。

この三月十日に税制調査会が開かれました。そ

こでは、法人税の基本的な見直し、根本的なあり

方を論議しようといふことが話されていると聞い

ておられます。このことはまことに結構で、わが国は過般の大蔵委員会の中におきまして、竹下大臣に強く要請をしたわけありますが、地方税についても同じようなことが言えるのではない

か、こう思います。

そこでまず第一に、私は税制調査会の資料やいろいろな議論を拝見をいたしておりますと、余りにも税制調査会というものが国税中心主義であつて、地方税のことについては非常に関心が薄いと

言ふと言葉が適當であるかどうかわかりません

が、本当に地方の時代と言われるならば、もつと

地方税について真剣に取り組んで論議をされるべきではないかと思うのですが、どうも昔と同じよ

う感じがしてしようがない。そのことは逆に言

うと税制自身が、公平の概念を導入して政策を排

除していくと言つたシャウブから言うなら、國税

自身にも問題があるけれども、それには従属をして

いる地方税制体系というもの自身にもっと問題が

あると思うのです。

そこで、私は一、二質問したいのは、どうも税

制調査会は國税中心主義だ。一方また、國の財政

を論ずる委員会に財政審議会というのがあるけれ

ども、これも國の財政を論ずればいいのに地方の

財政にまで言及している。本当に地方の時代にふ

さわしい税制をつくり財政をつくっていくのなら

ば、もつと真剣にこの地方税制、地方財政を専門

的かつ具体的に論ずる機関をつくっていくべきで

はないか。地方制度調査会は確かに、私も委員の

一人として在籍をしたこともあります。当面の

点については、最近のような時代ですから、これ

から先も十分地方自治というものに対する本

的見直すべき時期が来ている、そのことは、私

がお答えになりますか。

○後藤田國務大臣 大変基本的な御質問でござい

ますので、正確にお答えになるかどうかわかりま

せんが、御説のように日本の税制は、シャウブ税

制によって根本的に変わりました。地方税につい

て申し上げれば、やはりシャウブ以前は大体國税

の付加税制度、それがシャウブの税制で変わつ

きました。ところが國税も地方税も、今日の情勢を迎

えて大きく変わろうとしている時期である。その

際に、もう少し地方の独自性というかそれを考え

たらどうだ。同時にまた、税全体について、その

生命は公平だこういった御意見でございますが、

それについては、一般論として私は何らの異議が

ございません。そのとおりだと考えております。

ただ、いまが國税も地方税も、今日の情勢を迎

えて大きく変わろうとしている時期である。その

際に、もう少し地方の独自性というかそれを考え

たらどうだ。同時にまた、税全体について、その

生命は公平だこういった御意見でございますが、

それについては、一般論として私は何らの異議が

ございません。そのとおりだと考えております。

そこで一つの提案であります。確かに税制調査会と別にやれといふには思ひません。ただ、たとえば地方制度調査会と税制調査会

と異なつた答申がなされたとしたときに、おおむねこれは大蔵省を中心にして税制調査会の意見が

取り入れられて、地方制度調査会の意見がどうも

無視をされるのではないか。無視をするという言葉が適当ではないとするなら、どうも軽視をして

いるという傾向を從来から私は感じて仕方がな

い。

そこで一つの提案であります。確かに税制調査会の中に地方税部会というか小委員会と

いりますか、今度は法人税の関係の小委員会を設

けて徹底して審議をすると言つておりますから、

それとあわせて、後から触れますけれども、たとえば法人事業税の問題、これは非常に問題がある

と思います。それを論ずると、また法人の負担が

地方の時代にふさわしい地方税のあり方を検討し

てもらう、そしてそこで答申を受けるときには全

て尊重してやつていくというような考え方

いかがですか。

会の中でもよろしいけれども、もつと本当に地方の時代にふさわしい地方税制のあり方、地方財政のあり方を主体的に論議をする場所というものが必要ではないかと思うのですが、この点について大臣、いかがお考えになりますか。

○後藤田國務大臣 大変基本的な御質問でございましたので、正確にお答えになるかどうかわかりませんが、御説のように日本の税制は、シャウブ税制によつて根本的に変わりました。地方税について申し上げれば、やはりシャウブ以前は大体國税の付加税制度、それがシャウブの税制で変わつきました。ところが國税も地方税も、今日の情勢を迎えて大きく変わろうとしている時期である。その際に、もう少し地方の独自性というかそれを考えたときに、また、税全体について、その生命は公平だこういった御意見でございますが、それについては、一般論として私は何らの異議がございません。そのとおりだと考えております。

ただ、いまが國税も地方税も、今日の情勢を迎えて大きく変わろうとしている時期である。その際に、もう少し地方の独自性というかそれを考えたときに、また、税全体について、その生命は公平だこういった御意見でございますが、それについては、一般論として私は何らの異議がございません。そのとおりだと考えております。

そこで、私は一、二質問したいのは、どうも税制調査会は國税中心主義だ。一方また、國の財政を論ずる委員会に財政審議会というのがあるけれども、これも國の財政を論じる場合に立つて、その立場に立つならば、いまやまさに財政再建という大きな目標はあるけれども、もちろん新しい税制を導入をしてこそ、まさにこの個々の政策目標に奉仕をしていたわが国の税制体系というものを大きく見直さなければならぬ時期が来ているのではないか、

このように思うわけであります。その立場に立つならば、いまやまさに財政再建という大きな目標はあるけれども、もちろん新しい税制を導入をしてこそ、まさにこの個々の政策目標に奉仕をしていたわが国の税制体系というものを大きく見直さなければならぬ時期が来ているのではないか、

このように思うわけであります。その立場に立つならば、いまやまさに財政再建という大きな目標はあるけれども、もちろん新しい税制を導入をしてこそ、まさにこの個々の政策目標に奉仕をしていたわが国の税制体系というものを大きく見直さなければならぬ時期が来ているのではないか、

このように思うわけであります。その立場に立つならば、いまやまさに財政再建という大きな目標はあるけれども、もちろん新しい税制を導入をしてこそ、まさにこの個々の政策目標に奉仕をしていたわが国の税制体系というものを大きく見直さなければならぬ時期が来ているのではないか、

○後藤田国務大臣 重要な一つの御提言だと思ひます。検討させていただきたいと思います。

○山田(芳)委員 ぜひこれはやつていただきたいと思うのであります。

わが国の地方税制が大変國の税制に従属をしたというのは、たとえていいますと法人事業税、これは電気、ガス並びに損保関係を除いては物税であり、当然外形標準課税にしなければならないのもかかわらず、課税標準を法人所得に求めているわけあります。そして、そのいろいろの控除といふものを見てみますと、たとえば租税特別措置あるいは配当控除等々も、おおむね國がやることをそのままそこでは導入をして、國の控除のあり方と全く一緒であります。

また住民税、これは所得税の附加税かと思われるよう基礎控除あり、配偶者控除あり、扶養控除あり、今度の改正でこれがまた國税と同じよう一率二十二万円ですか、なりました。國税の場合一率二十九万円、こういうことになつてゐるわけですね。控除額一つをとつてみても、まるつきり國税のそれと同じだという考え方ですね。こいつところは少し地方には地方の考え方があつてしかるべきではないか、こういうふうに思うのですけれども、今回むしろ逆行するように、若干の差異が生じて異なるいたのにそれを同じようにしましたね。そういう点は逆行しているのじやないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○後藤田国務大臣 御質疑の法人事業税、これは昔から何といつても、事業が當該地方團体の中にあるということから、利益の一つの物の考え方がございます。もう一つは、やはり地方税というのは、經濟の変動、つまり所得の変動で余り安定性を欠くのはぐあいが悪い、税の安定性が必要だといったようなことから、昔からこれはできるだけ外形課税にしろ、こういう御主張があることはよくわかっているのです。わかっているのですが、しかし、これは何どつても利益の上がらぬ法人今までかかるという厄介な問題がござりまするの

で今日に至つておる。しかも先般の地方消費税の論議があいつた形になつたということを考えま

すと、税金というのは、やはり基本はそれそれには十分な理由がないと、これはなかなか成立するものではないことはよくわかるのですけれども、果たしてその理屈どおりにいかかどうか、それは電気、ガス並びに損保関係を除いては物税であります。ことにまた、いわゆる一般消費税が否定せられた今日、法人事業税を外形課税でやれという理屈はわかるけれども、それが果たしてそのまま一般の理解と納得が得られるかどうかといふ点については、私自身は大変危惧の念を持つております。しかし、これは税の理論あるいは地方自治というたてまえからいえば、やはり外形課税にすべきである、私はこう考えておりますので、これらについても検討の課題にさせていただきたい、かように思います。

○山田(芳)委員 実はこの問題につきまして、一昨日の大蔵委員会で私は大蔵大臣にも質問をいたしました。ということは、法人事業税は物税といふながら所得課税をしている。しかし、所得課税一本かというとそうじゃなくて、先ほど申しましたように電気、ガス、生命保険、損保関係は外形課税をやつてある。しかも、私は特におかしいと思ひますのは、法人所得課税の実効税率を算定する場合に事業税を加えているのですよ。大体物税のものであります。事業税の中に入れるといふのはおかしいのであって、そう言うなら、固定資産税だつて自動車税だつて全部入れなければいかぬのじやないか、それが法人の実効税率の中に加えるといふのはおかしいかというのが私の議論なんですが、こういう点を含めて、物税なら物税、いや所得課税ですとうらうら所得課税で、きつと論理を統一した上で国際比較をしていくといふにしないと、都合のいいところばかりとつて、法人の負担は国際水準でございますとかそういうふうなことを経団連なんかが言つておるのは、まことに論理を混淆しております。また、いいチャンスだと思います。

それだけに検討させていただきたい、かように考

藏大臣も法人税を徹底して見直しますとおっしゃるなら、この問題も地方のことだと言わないで、本氣になつて検討してくれと言つたら、それはわかりました、検討いたしますとおどとい答えておられますので、この問題を含めて——いまの消費税

の問題は確かにあります。しかし、いまのような消費税はそのままでは入りません。これはつきり申し上げて國民の理解を得られないのですから、こういうものを含めて地方からは、全国知事会でさえ外形課税にやつてもらいたい、こうしたことと強く要求しているんですから、いまがチャンスであります。いまでも何遍も質問もありますけれども、いま税制調査会が法人税のあり方を根本的に洗い直す、これはもちろん配当課税の問題や、いわゆる法人擬制説なり實在説といふのをどう調整するか、いわゆるインピュテーション方式を入れるかということを含めて検討しようとしている時期ですから、この問題について、地方の時代にふさわしい法人税課税をどうするかということを検討してほしいというのが、私のきょうの質問の第一なんです。

そこで、いま大臣が言われたように、所得がない赤字でもかけるのはいかがかという議論があるけれども、地方にとつてみれば、下水道も使うし上水道も使うし、それに要するところの交通機関もずいぶん赤字を出しているんですから、その都市に所在する法人というものは当然分任の義務があります。事業所税があるじやないか、こういふふうに言われますけれども、これは三大都市圏だけに限つております。そういう点から言つては、法人負担でありますから加えるという議論があります。確かに一部財界の人たちはそういう議論に法人負担でありますから加えるという議論もあります。法人事業税の場合には、一部収入金課税がありますけれども、大部分は所得金額を課税標準にしておるという意味でこれを加えているわけです。

また、法人が負担している税の中で、たとえば固定資産税の償却資産にかかる税、これは明らかに法人負担でありますから加えるという議論もあります。確かに一部財界の人たちはそういう議論をしておりませんけれども、そこは所得に直接関連のある税負担だけをカウントするということで線引きをしているわけです。

また、法人が負担している税の中で、たとえば固定資産税の償却資産にかかる税、これは明らかに法人負担でありますから加えるという議論もあります。確かに一部財界の人たちはそういう議論をしておりませんけれども、そこは所得に直接関連のある税負担だけをカウントするということで線引きをしているわけです。

えます。

○山田(芳)委員 ちょっと大臣からはあれですが、税務局長、事業税を物税だと言ひながら法人所得税の実効税率に入れておるという計算をします。そこで、実質的に法人が負担する税をどこまで入れるか、どういう形のものまで入れるか、これはいろいろ議論がありますけれども、私は固定資産税だつて自動車税だつて入れるわけです。議論から言いますと、法人事業税は、法人所得を課税標準として法人所得に対する税だといふわれわれの理解からすれば、いわゆる法人所得に対する課税である法人税と違うじゃないかという議論は前からあります。しかし現在は、法人所得を課税標準として法人所得に対する税だといふわれわれの理解からすれば、いわゆる法人住民税、それから法人事業税を加えていります。法人事業税がかかる税額を算定しますと、國税である法人税、それから地方税である法人住民税、それから法人事業税を加えていります。法人事業税の場合は、一部収入金課税がありますけれども、大部分は所得金額を課税標準にしておるという意味でこれを加えているわけです。

○石原政府委員 所得税にしても法人税にして、税制調査会にしても盛んにいろいろの人がやっておるんだけれども、そんなことをやるのなら、私は固定資産税だつて自動車税だつて入れるべきだと思うのですが、これはどうですか。

○後藤田国務大臣 御趣旨は私自身もよくわかつております。また、いいチャンスだと思います。

それだけに検討させていただきたい、かように考

いるわけでございます。

○山田(芳)委員 私は必ずしも納得できないのであります。たとえば国税の法人税では、前年度の法人事業税の税額を損金として落としますね、こういうやり方は、これはまさにどういう論理に基づいているのか、ちょっと私はわからないのですよ。物税と言い、また国際比較にはそれは入れますなんて言いながら、損金で落としている。これなら今までの固定資産税や自動車税と同じことじゃないかと思うのですよ。これはきょうは時間がありませんので、一時間半いたげるそうですが、あとは細谷先生に三十分私がおかりをしたというかつて言っているので、この程度にします。

次は、この間大蔵省から資料をとりまして、国税の法人税の調査の状況を見ました。いまわが国における法人の数は昭和五十三年で百六十四万九千、百六十万法人あります。それで、一体国税庁はその法人について毎年どのくらい御調査になつてあるのですかと聞いたたら、十五万六千件、率にして九・五です。一割いっていないのです。だから法人調査というのは十何年に一巡する、こ

ういうかつこうになつてあるわけです。その結果はどうですかと聞いたたら、更正決定などをした率は七・九、大体八〇%、そして十五万六千の実態調査したところの法人の不正申告、いわゆる脱税とか故意に数字をこまかしたとかいうものは二・五%、こういう数字があるのです。

概観して言いますと、百六十万法人があるけれども、国税庁が調査をするのに十数年かかるといと一巡をいたしません。その一年をとつてみて、十五万六千なら十五万六千の法人を調べてみると、そのうちの八割は何らかの形で税が直されなければならないものだ。全体の二割二分五厘、二三%近いものは脱税をしている、こういうことなんです。だから、八割までが何らかの形で正しい税が納められていない。二割を超えるものが脱税など悪質なものである。調べたものがこうなんでありまして、調べられないところに至つてはどうなつてあるかわからぬと、こういう数字なんです。

これを見ますと、法人の調査というものにも手が回らないということいろいろ不公平な問題が出ているとともに、法人事業税もいま言った課税標準が所得であるのならば、当然地方自治体の税務当局も法人の実態を、国税と協力してとは言いませんけれども、調査をする権能が地方税法に与えられているのですから、それの調査をやられていたらその結果はどうか、お知らせいただきたい

と思ひます。

○石原政府委員 御承知のように現在、法人課税にいたしましても所得課税にいたしましても、所得の調査結果等については多くのものについて国税、地方税同じものを使つているケースが多いわけです。これらにつきましては、いわゆる二重調査の煩を避ける、あるいは、税金を納める側の立場からしますと、同一の案件について国税当局と地方の課税当局と両方から調査を受けるというのでは大変でありますので、たてまえとしては、国税の資料を使つていわゆる国税準拠法人につきましては一応、国税の調査結果をもとにして地方税の賦課徴収を行つております。しかし、地方税法の規定によりまして、地方公共団体の税務当局にも質問調査権が認められております。これに基づいて地方公共団体も質問あるいは調査を行つておるわけであります。

ただ現在、いわゆる国税準拠法人につきましては、更正決定のために地方が独自に調査し、更正決定を行うということは認められておりません。これは二重行政を排除するという趣旨でそのようになつてあるのですけれども、しかし都道府県の知事の立場から、調査した結果明らかに国税の方の調査結果に誤りがある、不足がある、こういうことが判明した場合には、税務官署に対して法人の調査なども常にして、そのことは何も税の更正決定を行うべき旨の請求をすることがであります。そして国税の方で更正または決定が行われば、それに基づいて地方税の方も更正または決定が行える、こういう仕組みになつております。この点については、直接地方税でもやつたらいい

じやないかという議論もあるかもしませんけれども、やはり一国の税制として同一の法人所得について二重に調査が行われるということは適当でないということで、このような仕組みになつてゐるわけです。もちろん地方税独自の調査決定を行つてあるいわゆる自主決定法人につきましては、知事が独自に調査を行い、また更正決定を行つてあるところであります。

○山田(芳)委員 私はやはり地方独自でもっと積極的にやつてほしい。なぜ私がそう言うかというと、まだ参議院で成立しておりませんが、衆議院を通じた税理士法、これの第六条なり何なりで今回は御承知のように、地方税についてそこで担当している者は、都道府県民税とかあるいは法人事業税等に関連をしてやつておられる方は二十三年、それ以外の地方税に従事したところの職員なら二十八年以上やれば、あとは自治大臣の指定をする研修機関で会計学の研修を受けければ、試験を受けないで税理士の資格が得られるのです。これは非常に恩典であると私は思ひます。いろいろ御意見があります。こんないわゆる天下り式の税理士をたくさん生産するのは一般消費税を導入するための道であろうというような意見もありますが、私も長いこと公務員の生活をしてきた人間として、その専門の仕事に長いこと従事をしておれば、ある程度のその道において再就職の道を開いていくことは一つの方法としてあることだから、結構だと私は思つております。だけれども、その人が本当にそれだけの能力があるのかどうかということとは別でありますから、そういう意味で、法人の調査なども常にして、そのことは何も権力をかさに着て徴税を強化する意味ではなくて、やはり正しい税のあり方、節税すべきものは節税をするという立場に立つて税の勉強をもつとしているかないかと大変なことになりますよ。そういう意味で、税理士法の中で大変、地方の税を担当している職員にも恩典が与えられるという税理士法がいま上程をされている、こういう中ですから、もつとやはり地方の税の職員もどんどん法人の調

じやないかという議論もあるかもしませんけれども、やはり一国の税制として同一の法人所得について二重に調査が行われるとすることは適当でないということで、このような仕組みになつてゐるわけです。もちろん地方税独自の調査決定を行つてあるいわゆる自主決定法人につきましては、知事が独自に調査を行い、また更正決定を行つてあるところであります。

ところで、国税庁の職員は税務大学校で会計学の研修をやります、こういうのが大蔵当局の意見でありますが、地方の職員はそういう機会が非常に少ない。もつと専門的に勉強させる機会を税務当局、自治省は与えてやるべきだ、このように思うのですが、そういうようなものが全然私の知つてゐるところでは制度化してないのじやないか。こういふのはどんどんそういうところを毎年何人かずつでも、一府県なり市町村ごとに巡回をして研修を受けさせていくということ、会計学なりあるいは貸借対照表、簿記を読めるようにしてあげるといふことが、自治省として当然必要だし、実践的な意味においても、税理士法というものがいま改正が俎上にのつてゐるのです。こういう点について一体、都道府県や市町村の税務担当職員の研修と一緒に考えておられるか、ひとつお承りをいたしたい。

○石原政府委員 私ども現在、自治大学校におきまして、専門コースにおいて税務職員の基礎的、専門的な知識の向上に努めております。御指摘の調査の大部 分が国税の結果をそのまま使うというふうに從来、地方税関係の事務に携わる職員の場合は、法人関係にしても個人関係にしても、所得の調査の大部分が国税の結果をそのまま使うというふうな実態があつたこともあります。法人の経理の実態等についての知識が国税に比べてどうしても弱いという悩みがあつたわけです。最近は都道府県の方の希望も、会計学あるいは企業の経理の内容等についてもつと専門的、実務的な研修の機会をふやしてほしい、こういう要望が出ております。私どもは自治大学校の当局に対しても、なるべく税務関係の専門コースにつきましては、ただいま御指摘のような課税の実務に役立つよう面の講座をふやしていただくよう必要とあります。今後ともその努力を続けてまいりたいと

○山田(芳)委員 そうすると、税理士法のいう自治大臣が指定する研修機関で会計学の研修を行つた者は試験を免除するとの研修機関は、國税庁においては税務大学校であると言つていますが、地方税というか、同じ税理士になる資格を与える研修機関は自治大학교と考えてよろしいのですか。

（石原政所の答申） 税務一大きいの日本に貢献したいとして、自治大臣が指定する研修機関をどこにするかという具体的な検討はまだ行つてあるわけではありませんけれども、当面考えられるのは自治大学校ではないかと思ひます。それ以外の機関として何が考へ得るかどうか、これはこれから検討課題と想ひますけれども、当面考えられるものとしては自治大学校ではないかと思ひます。

○山田（芳）委員 自治大学校で結構だと思いますから、税務大学校に負けないだけの研修を十分やつてもらえるようにひとつ要望を申し上げておきます。

次に、今度高速道路に対する固定資産税の振りかえというような考え方で、四十三億五千万ですか、交付金が計上されました。これは全国の市町村長から、高速道路に対しては固定資産税をかけさせることの要求があつたものの振りかえだらうと思ふのであります。この考え方は、固定資産税と同じよう、固定資産税として課税をした場合の出てくる数値を市町村に交付するのか、あるいは別の考え方なのか。国有資産等所在市町村に交付金はその総額を算分して出しているわけですが、そういう方向でやられるのかどうか、この際これは税に関連をした問題でありますので、お答えをいただきたいと思います。

○石原政府委員 有料道路の課税問題につきましては御案内のように、いわゆる有料道路の料金のペール制というものが実施されまして償還期間が非常に長くなる、そのため料金徴収期間が長くなることによって問題として、固定資産税の課税を

料道路の所管当局からすれば、有料道路は各地域の開発のために地域の要望にこたえて建設しているものであり、これに課税するというのはどうてい考へられないという反対の議論がありました。この点については、有料道路負担問題検討委員会というものをつくりまして、それぞれの立場を代表する方々及び学識経験者によつていろいろ検討をお願いしたのであります。が、昨年の七月に答申をいただきました。

その基本的な考え方は、現在の有料道路は、料金の徴収期間が長くなりましても、やはり将来償還が終われば、一般的の公共道路と同じように無料になるという道路の基本的な性格は変わらない。したがつて、これに対し固定資産税を課税するとかあるいは交納付金の対象にするということは適当でない。しかし、有料道路が通過することに伴つて周辺市町村にいろいろな財政需要を引き起こしていることもまた事実であります。そこでその対策として、周辺市町村がそのためにもたらされる財政需要に対処するためにメニュー交付金を交付することが適当だ、こういう答申をいたしました。メニュー交付金というのは、一定の基準で一定の交付金を関係の市町村に交付する、そしてその交付した額の実際の使い道は、各自治体が有料道路の通過に伴つて生ずるいろいろな障害といいましょうか対策費、こういったものに各自治体の自主的な判断で充てていくといふ意味でいわゆるメニュー補助金、メニュー交付金としてこれを交付しようということになつたわけでございます。この点につきましては、関係の自治体における財政需要を調査をした結果、五十五年度から十年間、関係自治体に四百五十三億円の金額を交付しようということになりました。そうして五十五年度、その第一年度として十分の一の四十五億三千万円の予算が計上されております。

このいわゆるメニュー交付金と言われる助成交

付金につきましては、ただいま申し上げましたような趣旨から配分については、道路の延長を基本にしながら通過市町村の人口要素を加味することによりまして、できるだけ財政需要の実態に合う関係自治体の財政の実態に合うようにこの交付金の配分を行うよう検討がなされているよう承知いたしております。

○山田(芳)委員 この問題は財政の問題ですか
ら、余り多くは触れませんが、いまのお話を伺いますと、総額の配分は延長と沿線の人口、この要素で配分をする。しかもその配分をする総額の中ニユーブ助制度に適合した部分について交付をしていく、こういうことですね。そういう場合に、そういうのは何で決めるのですか。その要綱か何かですか、それともいわゆる予算補助ですか。別に法律なり何なりをつくってやるべきものと思うのですが、そういう点はどうですか。

○石原政府委員 これは日本道路公団初め首都高速道路公団、阪神高速道路公団、それぞれ各公団が補助要綱によつて交付することになつております。したがつて、延長ないしはこれを人口要素で補正した交付基準によつて一定の額が交付されると、その交付された金額の範囲で何に使うかは各自治体の選択になります。いわゆるメニュー補助金でござりますから何に使うかは各団体が決める。金額はいわば譲与税と似たような形で、延長を人口要素で補正したもので配分する。その根っこになるものは各公団等の定める要綱になると思ひます。いわゆる法律補助というようなものではございません。

○山田(芳)委員 そうすると、国の国庫支出金でないわけですから、はつきり言うとそこらあたりの監査とかその担保とか、そういうものは地方法会に一切任せれる、こういう考え方ですか。

○石原政府委員 これはずれにしても、道路公

國あるいは首都高速道路公團、阪神高速道路公團、というような非常に公益性の強い組織から交付されるものでありますから、会計検査との関係がどうなるかは私もつまびらかにしておりませんけれども、一応配分方式は道路の延長を人口要素で補正する、いわば譲与税的な配分になりますので、その配分をしたもののがかなり幅広い範囲でメニュー式に交付されますので、その範囲内で使われている限りにおいては特に問題はないだろ。各自治体の主体性が大幅に生かされるようになるのではないかと思つております。

○山田(芳)委員 これから十年間ですから、これは相当問題——こういうものは十年たつたら恐らくまた統くと思います、いまからそんなことを言うのは言い過ぎかもしませんが、それはそういうものです。ですから、いつごろそういう要綱をお決めになるのかどうかわかりませんが、これは本来的に言えば、きちんと審議をする機関に——これは建設省などいうのなら建設省の人を呼ばなければいけませんが、恐らく自治省と共管だらうと思います。そういう意味で、きちんと資料として当委員会にどういうふうに配分するかという要綱その他をお出しいただきたい。市町村だつて、どうなるんだろうということは盛んにわれわれは聞かれるわけですが、よくわからないものですから非常に困つておるという状態であります。その点希望しておきます。

それから、時間がございませんので個別的な問題を申し上げ、お願いをしたいと思うのであります。

実は不動産取得税に関連をいたしますが、京都市の京都駅、いわゆる新幹線の南口地区に市街地の再開発事業というのが行われておるわけであります。京都市がその市街地再開発事業の主体でございます。ここにパンフレットもございますが、そこにおいては、市街地の再開発のために協力をした場合には、地方税の七十三条でしたかによつて協力をした場合には——不動産を売却する、そして新しいところへ不動産を求めて移る、こうい

京都市の場合において、いまここで私が質問をしたいのは、ある工場がこの市街地再開発事業に基づいて京都市からぜひ移転をしてほしい、こういうことを要請されまして、京都市のやる市街地再開発事業ならば協力をいたしましようということで、別のこところに土地を求めて工場を建てて、今までやつていた敷地を京都市に売却したわけであります。その場合には、代替の不動産ともとの不動産との差額については不動産取得税がかかるのは当然でありますが、再開発事業でありますから、もともとあつたところの財産の部分については不動産取得税をかけないというのがいまの地方税法のたてまえであります。これはあたりまえのことだと思います。よけいに取得した分についてはかかるだろうが、イコールの部分については、これは公共事業として市街地再開発事業に協力をしたということで、不動産取得税は免除されるのが当然の仕組みであると思つております。

ところがこのケースの場合は、これはすでに建設省にも自治省にも申し上げてあるわけですがけれども、京都市の指導の不徹底という中で、市街地再開発事業に積極的に協力をして、権利交換期日前、この再開発事業が公式な手續、すなわち都市計画審議会にかけ、計画決定をして、そういうたとの告示をするという手続の中で協力をすれば、これはいま言つたような不動産取得税の免除があるが、話があつて、そういう都市計画決定などというものの手續が始まらない前に、協力をしましようときわめて協力的に移転をした。市の要請によつて移転をしたところが、府の方からは不動産取得税がまるまるかかつてきただ、こういうわけです。

おかしいではないか、こういうことなんであります、よく調べてみると、いま言いましたように、都市計画決定を初めてにするところの一連の手続の中でもやればいいけれども、その事業計画決定に、他の前に協力をして移転したときにはその法律にからない、こういうことなんです。要す

し、京都市の南^西をビルを建ててしつかり都市的な再開発をすることについては協力をいたしました、それでは別に土地を求めて工場を移転をいたしますと言つてさつきと一番先に移転をしたら、それは都市計画決定や事業計画決定がなされる前なんだから不動産取得税はまるまるかかります、こういうことになつてゐるのです。だから、これはまさに正直者がばかを見る。京都市からぜひ協力してくださりと言われたら、二の返事で協力を出して出でていつたら、それは京都市の行う都市計画決定や事業計画決定よりも前であつた、だからこれには不動産取得税がまるまるかかります、こういうことなんですね。こんなばかげたことはないので、これはどうしたつてどこかが抜けている。やはりこれは地方税法の七十三条の十四の第八項の規定に従つて、移つた分だけの部分は不動産取得税は、これは土地も建物もあるわけありますが、免除するのが至当だと思うのですが、この点についての自治省の見解をお承りをいたしたい。
○石原政府委員　ただいま御指摘の件でございますが、いまお話をありましたように、不動産取得税の課税標準の特例の一つとして、都市再開発事業に従いまして権利交換を行つた場合に、その権利床が過小の場合には補償金を受けて他に移る、こういった場合に補償金を受けて代替不動産を取得した場合に、もとの不動産価格相当分は差し引いたネットの取得分についてのみ課税をするという規定であります。この規定の適用要件としてはただいまお話をありましたように、都市再開発法の九十一条第一項の補償金を受けた者が権利交換期日後二年以内に代替不動産を取得した場合に、従前の不動産の価格を課税標準から除外する、こういう規定になつております。ポイントは、権利交換期日後に代替不動産を取得した場合にこの規定が適用されるということでありますが、ただいまお話しの京都市の都市再開発事業は、私どもが調査したところによりますと、事業計画の決定そのものがことしの五月を予定しているよ

一年八月にすでに行われておりますけれども、これはいわゆる施行区域の決定と非常に漠とした計画でありまして、具体的の計画決定はことしの五月に予定されている。ところが先ほどのお話をの方は五十三年の七月三十一日に不動産をすでに京都市に売却して、五十四年、昨年の二月一日に代替不動産を取得しておられる。したがつて、不動産の売却と代替不動産の取得の一連の行為がすべて都市再開発事業の事業計画が決定される前に行われてしまつたということで、地方税法第七十三条の十四の第八項の規定による特例の適用をしようがない、こういう事態になつたわけであります。

この点につきましては、現在の地方税法の決め方自身についてどうかというお尋ねの趣旨もあるかと思いますけれども、私どもいまの規定は、ほかのこの種の特例措置と同じように、一定の計画内容が確定した段階で特例の適用をするという税法のたてまえはなかなか緩めるといふのは困難ではないかと思うであります。要は、このように自主的に積極的に都市再開発事業に御協力いただくというこういう方が結果として非常に不利な扱いを受けるというのは、これは確かに行政としても考えなければならないことではないかと思います。むしろ、結果論ですけれども私どもからすれば、現在の地方税法のこのよな取り扱いといふものを、御協力いたぐ方に十分事前に周知徹底する努力がもつとあつてよかつたのではないかという感じがいたします。ただ、大変不幸なことに、この不動産取得税は府が課税主体になつてゐるところが、都市再開発事業は京都市が事業主体になつてゐる。そのため、私どもこの案件についていろいろ聞いてみましたら、府と市の間の連携というものは必ずしも十分でなかつたよう思います。

う制度があるのだということをよく指導なさるべきではなかつたのか、これは今後のこととも含めて私どもそういった点を特に感想を持つております。いずれにしても、税法上いま直ちにすでに行われた行為に対してもの規定を改定して救済するというのはなかなか困難だと思いますが、現実に御協力いただいた方について何らかの救済措置ができないものかどうか、さらに関係の自治体ともよく相談してみたいと思います。

○山田(芳)委員 ちょっと建設省の小林再開発課長にお伺いをしますが、京都市では五十二年の一月にこういうパンフレットを出されまして、この計画は五十一年八月二十四日に決定しましたと書いてある。そして、いま石原税務局長が言つたような計画の決定などというようなことは何も書いてない。そして、とにかくそこの地区についてぜひ御協力をいただきたい、できるだけ早くしてほしい。しかもこのケースの場合は、五十四年の六月までに更地にして京都市に売つてください、一日も早く立ち退いてください、こう言つているのですよ。いま石原さんは、自主的に、とこう言わされたけれども、決して自主的じゃないので、京都市から五十四年の六月の末までには更地にして立ち退いてほしいという要請があつて、それじゃ協力をいたしましよう、こうやつた。ところが一方、いまお話しのように事業決定というのは五十五年、こしの五月の予定でござります、こういうことです。私はひどいと言うのですよ。そういう税がありながら、先に出たらひつかからないのをわかつていながら――わかつてないのかも知れませんが、わかつてないとしたら私はミスだと思う。そういう状態の中で、早う出ろ、いつまでに更地にしてよこしなさい、そうしたら金を払いますよ。冗談じやないと思うのですよ。

それなら、そのくらいのことを親切にして、十五年の五月以降においてどうぞ移つていただきながら結構でござります、しかし契約書は先に交わして、ひとつ立ち退いていただくことだけはき

さつきと五十三年——一年たてばあの地域だつて土地の値段はずいぶん上がります。いま大都市圈は土地がどんどん上がっていきます。こんなに早う出すことによつて自分の持つてゐる不動産でささ減価をしてゐるというよくな中で協力をしているのに、それにかぶさつて、手続が早かつたから、おくれたというならまだしも早かつたからおまきにはこういう特典はありませんなんという、こういうことは本当に協力した者がばかを見る、正直者がばかを見る典型的だと思うのです。

○小林説明員 御質問の点でございますが、都市再開発法による市街地再開発事業につきましては、関係権利者の御納得をいたしまして実施をするというのをたてまえにしております。したがいましても、施行者が税制等の問題も含めまして詳細に説明をいたしまして事業を施行するよう指示をしておるところでございます。

京都市の件につきましては、京都市では初めての事例でございまして、いま御質問がありました件につきまして、京都市と権利者との間で十分な接觸があつたかどうか、説明があつたかどうか、現時点では私どもはつきりしてないわけでございますが、早速調査をいたしまして、具体的な事情

○山田(芳)委員 時間もありませんので申しておりますが、大臣、いま聞いていただいたように、おかしいと思うのですね。さつきと協力して、しかもそれはいつすれば不動産取得税の恩典がありますよといふことを全然言つてなかつたと思うのです。わかつてたら、そんなに早う出ろとは言わない。もうちょっと待つていただいて結構です、もつと営業していくだいて結構でござりますと言つはずなんだけれども、「言わない。早う出でくれ。五十四年六月の終わりに更地にして、早うよこしてくれ。」こう言つてゐるのです。ここに契約書の写しがありますけれども、それにはそう書いてあるわけです。だから、これは税のことなんか全然御存じなかつた。指導がミスであつた、これはもう間違ひないのです。だから、初めてですといま小林君が言つたとおりなんです。ですから、これは法律上はいろいろ問題あらうと私は思いますけれども、先に協力してさつさといつたような正直な人がほかをみるようなことなしに、法律を超えて、ひとつ建設省と自治省と相談をしていただき、京都府なり京都市なり指導をして、何らかの形でそれと同じものがこの工場主に支払われるというか、恩典が浴せると同様の措置をぜひひとついただくよう、大臣からひとつ御答弁をいただきたいと思うのです。

○塩谷委員長 細谷治嘉君。
○細谷(治)委員 時間が十分ございませんので、要点だけ質問いたしますから、簡単明瞭にひとつお答えいただきたい。
先ほど電気料金の改定に伴う、こういう理由で地方税法の一部を改正する法律案が出されました。大臣にお伺いしたいのですが、料金の引き上げを追加があるまでは、地方税法の改正では四百九十三条の二の第二項の部分、いわゆるガスについての免税点の引き上げ、こういうものだけが税法の改正に出ておつて、同じように料金の引き上げが予想されておつた電気については、いわゆる四百九十三条の二の第一項については全然触れておらないのですよ。そして、電気料金がきのうかおとどり決まつたところで、これを出してきたのです。ガスも値上げが予想されておつた、電気も値上げが予想されておつた、その段階で、一項を除いて二項だけ法律改正を出しておいて、どうして今度は一項の分を改めて出したのですか、理由をお聞かせいただきたいと思います。
○石原政府委員 若干税法改正の経緯にも関係がありますので、私から初めに答弁させていただきます。
ガス税につきましては御案内のように、都市ガスについてのみ課税がなされ、いわゆるプロパンガスについては課税がされてない、こういう問題があり、また、電気とガスとはその使用の態様が違う、言うなればガスの方はおふろなどか炊事などか非常に生活必需的な色彩の強い使用形態になつていて、こういうことがありますから、従来から免稅点はおおむね電気税の倍くらいの水準で設定されてまいりました。その後、電気とガスの使用の態様の違い等に着目して、電気税とガス税は分離され、免税点も従来のバランス以上にガス税の方は高く設定され、また、税率の方も引き下げられて、今日では電気税の5%に対してもガス税は2%にまで引き下げられております。

そういう意味で、年次改定の際に、ガス税について、課税対象から外すというような考え方もありまして、一千円の免税点を一万円に引き上げる、こういうことにいたしました。したがつて、この引き上げを決定する段階では、ガス料金の値上げということではなしに、ガスの使用の態様の違いから来る税制のあり方としてガス税についてはこの際、免税点を大幅に引き上げようということになつたわけであります。
なお、電気税につきましては、五十五年度の税制を検討する段階では、電気料金の値上げがどうなるかはつきりしなかつた、恐らく石油代金の大幅な値上がりから、電気料金の値上げは避けられないであろうという空氣ではありましたけれども、具体的にどの時点での程度の値上げが行われるのかがはつきりしないということもありました。電気税の方は免税点の引き上げを具体的に改正案に織り込まなかつたわけであります。従来も電気税につきましては、料金値上げがあつたら直ちに行なうということではなくて、かなり期間を置いて引き上げが行われる、こういうこともありますので、いずれにしても今回は原案には入れられなかつたわけでございます。

ばおかしいことになりませんか。これが一つあります。

私が何よりも不足満足に思っておられるにちよ
と大臣申し上げますよ。これは新聞の情報でござ
いますけれども、一月十九日に後藤田自治大臣は
衆議院の予算委員会で、免税点の引き上げを表明
しておるわけですよ。同じ委員会で竹下大蔵大臣
は、電気料金の値上げの幅を見て検討いたします。

ガスの方は一円に引き上げるのだ、私自身はこういう理解をしておったのです。電気税の方は、電気料金の値上げがあるという問題が起きてから、私自身の物の考え方として、ともかく電気料金が上がる、それで今までの免税世帯がいきなり課税世帯になるのは適当でない、したがつてその限度に限つて免税点の引き上げをやろう、これは私の考え方でございます。

なおまた、予算修正の過程でああいつた議論が出た。本当に言えば、何で予算修正と関係が出てきたのか私にはわからない。私は予算修正の問題が出る前から本会議で、電気料金の引き上げがあるのならばその際には、いまの非課税世帯が課税世帯にならぬようにならぬようということを御答弁申し上げておった。その後になつて予算修正が出てきたときに電気税の問題が浮かび上がってきたのです。したがつて、かやの外におつたのかと言えば、私の考え方、初めから一つも変わつてないのです。第一、率直に言いますと、どうして一体地方税にそれがかぶつてこなければならぬのか私自身には理解ができない。したがつて私は会議には出席をいたしません。しかしながら、地方にとつては重要な問題ですから、それだけにこの問題の扱いについて、税務当局としては局長がずっとと出ておつたことだけは間違ひがございません。したがつて、政府としてああいつた今度の物価対策等の中に入れるということについては私は賛成ということで、したがつて言葉も「所要の調整を行う」ということであつて、それ以外の細かなことは私自身としては入れてもらつてないと理解をしておるわけでございます。したがつて、三千六百円というのは、今回の電気料金の引き上げに見合つ、かねてからの私の主張どおりにこの金額は決まつたもの、かように考えております。

○細谷(治)委員　ずいぶんつじつまの合つたような答弁をしております。

ことなども諮問する。」こういう報道が出ているのです。そうしますと地方税の責任者、私は自治大臣の後藤田さんだと思うのですよ。ところが、あなたの意図どうあるにかかわらず、終始かやの外じゃないですか。国税はもう全然びた一文いじる点にやられて、あなたは年じゅうかやの外ということはできませんよ、そうして最後に、電気料金の引き上げに関連して電気税というものが、言葉は適切でありませんけれども、全部そこに解決のこう思いました。仄聞するところによりますと、大臣も歯がゆがつてついぶん怒ったという話を聞くのですが、これではやはり責任が果たせないとませんよ。もう一遍簡単にお答えいただきたい。

○後藤田国務大臣 私の態度は終始変わっていない。最初から先ほど言ったような立場でこの問題に臨んでおる。したがって率直に言いますと、たまたまそれを予算修正の過程でお使いになつたのではないのかというのが私の考え方でございます。地方税は地方税の独自の立場で最初から、免稅点の引き上げは料金の値上げと絡み合つてやる、こう考えておつたのですから、それをお使いになられたものというふうに私自身は理解しております。

○細谷(治)委員 これ以上申し上げませんけれども、かやの外にあつたことは間違いない。そうして、いま野党の要求についてこれをお使いになつたものでしようがど、こうおつしやいましたけれども、責任者は全然知らないで外で物事が運んでいくということを許せないと思うのです。もう一つは、ガスの免稅点の引き上げは値上げと関係なしだということになりますと、バランスをとるためにはガスの方も免稅点の引き上げをやつて、庶民にくくいうことも許せないと思うのです。もう一度は、ガスの免稅点の引き上げは値上げと関係なよ。そう私は思いますが、時間がありませんから

○後藤田國務大臣 それはもちろんそのようにいたしますが、ああいう場合に顔を出すことが地方任を最小限度守ることだけはしていただきなればいかぬ、こう思います。そうしますか。

○細谷(治)委員 そこで大臣、この電気税の話が出来ましたから、今度の四百八十九条七号の硫化鉱の問題と二十二号の二硫化炭素の問題で、非課税規定が整理されました。しかし電気税全体としては、税法上は逆に、あなた方の資料で一億円の三角が立つておるわけですね。見てみますと、大体非課税によつて九百五十七億円、五十五年度で減税されておる。電気税総額というのは二千五百九十五億円でありますから、三七%非課税なんですよ。これはかねてから問題になつておるわけであります。私はやはり抜本的な非課税の整理といふのは、今日の時代に即応して検討されなければならぬと思いますが、検討する用意ありやなしや、自治大臣、お答えいただきたい。

○石原政府委員 電気税の非課税品目につきましては先生も御案内のように、原料課税を排除するという考え方から、製品コストに占める電気料金の割合がおおむね5%以上の製品で特に重要なものを八十二品目、今回も二つ減らして八十一品目がリストアップされているわけです。これにつきまして、電気税の性格がいわゆる消費課税であるという基本的な立場とそれから地方税源の確保、こういう問題とどう調整するかということだと思います。私ども地方税源の確保という立場からいたしますと、可能な限りこういった特例措置といふのは縮減さるべきである、このよう考えます。そういう意味で、5%以上の料金比率のものでありますても外せるものは外していく。今回、品目から落とすことにております硫化鉱あるいは二硫化炭素、いずれも料金比率は10%を超えて

おりますけれども、これを外すことは差し支えないと、いう合意に達して今回廃止したわけですがれども、今後とも事情の許す限り、この範囲を縮小するという努力を続けてまいりたいと思います。

○細谷(治)委員 これはこの程度にいたします。

委員なり神沢委員から質問があつた七十三条の十四、不動産取得税の課税標準の特例の問題であります。七十三条の十八というのを読みますと、「不動産取得税の賦税徵収に関する申告又は報告の義務」というのがございまして、「不動産を取得した

者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、「こういうふうに書いてござります。条例にゆだねておるわけですよ。地方の課税自主権、こういふものを、一番根本の出発点をこれで認めていわるわけです。さらに七十三条の二十四は、土地を取得した者が一年以内に隣接土地を取得した場合も加えるということで、こういう点の規定があるわけですね。その場合には第一項の規定を適用するわけですよ。にもかかわらず今度、七十三条の十四の三項、四項というものが加わつたわけです。自治省に言わせますと、これは課税の特例で三百五十分円引くわけですから、確かに恩恵ですよ。これは政策恩恵なんだから厳しくやるんだ、こういうことで、六十日以内に申告をしなければだめだぞ、こういう規定になつておるわけです。そして、政策恩恵なんだから、六十日以内に手続しておらなければもうあきらめる、こういうことでは

そういう意味において、時間がありませんから申し上げますけれども、さつき言いました七十三条の十八の不動産の取得税がかかるかからぬかということについては条例にゆだねておるわけですから、この三項、四項は、六十日以内に云々といふ書き方じやなくて、たとえば六十日を基準として示すことは結構だと思ひますけれども、条例にゆだねてはいかがですか。両委員からいろいろありました、条例にゆだねるべきだと。それが地方の時代の税制へ半歩でも、かかとでだけでも踏

み込んだめえんじやないですか。盛んに地方の時代の税制ということを大臣も言います。そうだとするのならば、この辺のことぐらいは条例にねだねたらしいでしよう。たとえば、七十三条の十八では十五日以内にやっているところもある、一ヶ月以内にやっているところもある。そういう条例できちんとやつているわけですよ。このくらいは政策恩恵なら条例にねだねたらしいでしよう。あなた方は市町村は信用しませんけれども、府県は信用しているでしよう。たとえば今度の税の中で均等割については、府県だけは制限税率はないのですよ。市町村の方には制限税率はちゃんと書いてあるのですよ。この前東京都がそのために法人事業税を上げたところが、あわてて今度は制限税率をあなた方は設けたでしよう。そういういきさつからいって、府県をそこまで信用しているのなら、もうあんなことはやらぬぞと思っているのならば、府県の条例にねだねたらいかがですか。市町村じやないですよ、これは府県ですよ。お答えいただきたいと思うのです。

にして条例で多少のアローアンスを置いてもいいではないかという御指摘でありまして、一つの御意見かと思いますが、ただ、こういった新しい制度がスタートするに当たりまして、団体によつてこの課税関係が区々になるということもいかがなものかと考えまして、この点については六十日という期限を設けることにいたしたわけであります。しかしこの点につきましては課税の実行段階で、たとえば取得日の認定の問題、あるいは、申告期限が本人の責めに帰すべからざる事由によって守れなかつた場合に救済する規定等が、現在の地方税法あるいは各都道府県の定めております地方税条例にそれぞれござります。こういった現行制度のたてまえを堅持しながら、実態関係において家屋を新築された方が不利益にならないよう適切な指導をしてまいりたい、このように考えております。

その税制をと言ひながら、政策優先について述べては、ちんと六十日、それがおくれたらだめですよ。それで一番出発点については府県の条例にぬだねて、いるということは、どうも首尾一貫しないと思ひます。このことを強く主張いたしまして、局長がよく言つておりますように、そのPRを徹底して、万遺漏のないような体制をとりたい、そういう意味において二十条の三の規定を適用したい、こういうことであります。わからなくはありませんけれども、なお不満があるということをばりばり言つておきます。

その税制をと言ひながら、政策優先についてではなく、ちゃんと六十日、それがおくれたらだめですよ。それで一番出発点については府県の条例にねだねてあるということは、どうも首尾一貫しないと思います。このことを強く主張いたしまして、局長がよく言つておりますように、そのP.Rを徹底して万遗漏のないような体制をとりたい、そういう意味において二十条の三の規定を適用したい、こういうことであります。が、わからなくはありませんけれども、なお不満があるということをすばり言つております。

大臣にお尋ねいたしますが、あなたはここで答弁する地方の時代への税制については、かなり意欲的でありますけれども、かやの外にあつたりいろいろ問題があるわけですが、あなたの方で書いている「地方税」の一月号に、税務局長が巻頭言に、論文を書いています。「八十年代の幕明けと地方税制の課題」私も読みました。大変りっぱななかなかいいことが書いてある。それを受けまして金子府県税課長が三月号の巻頭言に、「地方の時代」の「地方税制」ということを書いております。いずれかお読みになつたことがありますか。——これでは本当に部下の掌握はできませんよ。この問題についていろいろ議論したいのですけれども、ひとつ読んでいただいて、この論文も残念ながら、批判すると恐縮でありますけれども、地方制度調査会その他においても地方の時代の税制とは議論するけれども、一歩進んだ具体性の議論といふのは皆無である、こう言つているのですよ。そういう点で半歩ぐらい進むよう意欲を見せながら、書いた御本人が具体性を欠いています。私は読んでそういう感じを持っております。けれどもなかなか示唆に富んだ論文であります。部下の書いた論文でありますから大臣も読んでいただいて、がんばっていただいて、少し議論したいのですけれども、ちょうど十一分で私の時間が来たから終りますけれども、本当に五十六年、というのではなく、書いた御本人が具体性を欠いています。私は大変な年でありますから、いまから十分な努力をしていただく一つの考え方として、私は税務局

長の一月号の論文は、ここでも意見が出ておりましたけれども、非常に貴重な一つのビジョンを描いておると思うのですが、ビジョンではなくてきちんと具体的にしていただきたいと思うのです。

○後藤田国務大臣 いずれにせよ五十六年度の税財政の問題というのは、実際容易ならざる事態が予想せられます。それだけにこういった重要な時期でございますから、できる限りの勉強をいたしたい、こう思います。その文章はできる限り読ましてもらいます。その上でまた石原君と金子君ともよく意見の交換をして、おまえさんのことはいけないとか、ここはよろしいとかといったことのディスカッションをやりたい、かように考えております。

○細谷(治)委員 終わります。

○塩谷委員長 三谷秀治君、

○三谷委員 固定資産税の特例措置の中に、営業用倉庫の課税標準に対する特例措置が認められておりますが、これによる減収額は五十三年度の場合どれぐらいになりますか。

○石原政府委員 営業用倉庫に係る特例全体といつしまして十億七十三百万、このように見込んでおります。

○三谷委員 この倉庫の中に冷蔵倉庫というのがあります。この冷蔵倉庫に特例措置を行う意義、これについてお聞きしたいと思うのです。

○石原政府委員 冷蔵倉庫を含めまして営業用倉庫について御指摘のような特例措置が認められておりますが、この冷蔵倉庫に特例措置を行なう理由は、流通の近代化でありますとか、あるいは国民生活の安定向上のための物資の生産、流通、消費の各段階における連絡点としての需要供給の調整機能、現在これを倉庫が果たしておりますので、倉庫の今後の計画的な整備あるいは近代化を図る、こういった趣旨で設けられたものでございます。

○三谷委員 二百海里時代に対応する措置の一つとして政府は、冷蔵倉庫の増設を積極的に進めて、その一環として固定資産税の減免措置までとるに

至ったわけであります。ところがこの援助措置の結果、冷蔵倉庫は激増してきました。いまではわが国の魚の水揚げの半年間分を保管することができるだけの機能を持つたわけであります。そして、この冷蔵機能というものが逆に、出荷の操作あるいは価格の設定に大きな影響を持っている。つまり魚価の形成について否定的な影響が非常に強まっています。こういう事態が指摘されております。東京都の調査でもその点が明らかになっておりますし、新聞社の調査などを見ましてもこの点が報道されておるわけがありますが、魚価の形成に冷蔵倉庫が及ぼす影響について農水省はどういう御判断でしょうか。

○真板説明員 お答え申し上げます。冷蔵庫は一般的に申しまして、遠洋漁業あるいは沖合い漁業といったような漁業につきましては、操業条件から申しましてどうしても冷蔵庫の設備がなければ流通しがたいという面がございまます。また沿岸漁業につきましても、一定時期に特定の漁場で集中的に漁獲される、こういうような性格を持つていてるもののがございます。こういったような産地におきます魚価の乱高下、漁況あるいは海況によります魚価への影響というものを緩和するためには冷蔵庫は必要なものである、こういふふうに考えております。

○三谷委員 そんな単純なことを聞いているのと違う。この冷蔵倉庫を利用して価格の調整だとか出荷調整が行われておる、その実態についてどう考へるか、こういうことを聞いているわけです。

○真板説明員 ただいまの御質問は、俗に魚転がしとかあるいは魚離しといったような言葉で呼ばれます。消費地におきます冷蔵庫において一部の魚種につきましてある程度の魚価操作が行なわれてゐるのではないか、こういうような御質問かと思ひます。これにつきましてはわれわれも、魚といふものは国民にとって重要な白質の供給源であります。あるという観点から、投機的な取引は厳に戒めてまいりましたし、また、今後もそういうことがないように十分に業界指導をしてまいりたい、こう

いうふうに考えております。

○三谷委員 転がしについてはいろいろ指導しておりますとおっしゃっておりますが、それととて、倉庫に魚を寝かせたまま売り買いをする名義変更の実態などについてはどのように把握されておりますか、これは運輸省もお越しであれば、あわせてお答えいただきたい。

○真板説明員 先生も御承知のように、冷蔵庫の監督権限は運輸省にございますので、運輸省の方からお答えいただくと結構だと思いますが、名義変更 자체は、われわれ魚の流通に携っているものから見ましても正常な商行為ではないかと、こういうふうに考えている次第でございます。つまり、大きいバルクで輸入されたものにつきまして、これを細かな小口に分けまして流通させるという場合にも名義変更は行われますし、また、卸売人から仲卸売人への通常の中央卸売市場におきまして取引につきましても、特定物品をございまして冷蔵庫の中に入つたまま見本取引がされる、こういうような実態もございまして、必ずしも名義変更それ自体が悪であるという見解はとつておらないわけでございます。

○後出説明員 いわゆる名義変更につきましては、ただいま水産庁のお答えしたとおり私どもも考えておりますが、さらにつけて加えますと、名義変更といふものは、荷主が倉庫に寄託してある貨物を他人に譲渡する場合に、倉庫からの品物の出し入れに伴いますところの手間でござりますとか、あるいは、倉庫から物を出すことによりますところの物の品質の低下といふものを避けるために、倉庫の中に貨物を置いたまま寄託者の名義を変更するということをございます。したがいまして、倉庫から物を出すことによりますところの品質の低下の可能性が高いところの冷蔵倉庫貨物につきましては、一般に行なわれているという状況にござります。

○三谷委員 つかんでいない。最近もかずのこ倒産の例のようにきわめて悪質な倉庫利用でございました。この状態は、両省とも実態を把握していないというわけでありますか、それで果たして転がしという問題の実態が把握できるどうかという疑問を持つつわけであります。いわば反社会的な行為でありますから、これが野放しにされておるという状態では、監督官庁としての責任を果たしたとは言えないわけであります。その点はどうでしょう。

それから、空売りというのがありますが、これはもちろん論外でありますか、空売りの舞台となつたのも営業用の冷蔵倉庫であつたわけであります。この空売りについてどうお考えなのか、運輸省は関係した倉庫会社名を把握していらっしゃいますかと聞いたのであって、名義変更の評議を聞いているわけではないのです。質問に対し

て答えていただきたいのです。

そこで、いま名義変更についての見解を聞きましたが、その名義変更というものが転がしといふ内容とどういう関連を持つものか、お聞きしたい。○真板説明員 魚転がしにつきましての厳密な定義というのはございませんけれども、われわれが受け取つておりますのは、魚は產地あるいは輸入業者から、これは縦への流通という表現で言つております。これが市場を通りまして小売からさらに消費者に移る流通を縦の流通と言つておりますが、輸入業者からほかの水産物を扱いますが、それで流通するのが一般的でございますが、魚転がしと言われるのは、その間の横への流通といいますか、輸入業者からほかの水産物を扱います間屋等への売り渡し、こういったものが俗に魚転がしという名で呼ばれておるのではないかと承知しております。

○三谷委員 それで、この実態をおつかみになつておりますかどうかですか。

○真板説明員 名義変更に伴います商取引でございますが、これにつきましては、営業の自由といふことでございまして、格別それについての調査はいたしておりません。

○三谷委員 つかんでいない。最近もかずのこ倒産の例のようにきわめて悪質な倉庫利用でございました。この状態は、両省とも実態を把握していないというわけでありますか、それで果たして転がしという問題の実態が把握できるどうかという疑問を持つつわけであります。いわば反社会的な行為でありますから、これが野放しにされておるという状態では、監督官庁としての責任を果たしたとは言えないわけであります。その点はどうでしょう。

それから、空売りというのがありますが、これはもちろん論外でありますか、空売りの舞台となつたのも営業用の冷蔵倉庫であつたわけであります。この空売りについてどうお考えなのか、運輸省は関係した倉庫会社名を把握していらっしゃいますかと聞いたのであって、名義変更の評議を聞いているわけではないのです。質問に対し

○後出説明員 まず初めの御質問でござります

が、冷蔵倉庫事業を監督する運輸省をいたしましては、冷蔵倉庫がその本来の役割りに従って使用されるよう最大の関心を持つわけではござりますが、一つには冷蔵倉庫業者といふものが、荷主の寄託行為の経済的な目的とかあるいは動機というものにつきまして一般的には知り得ずあるいは関与できない立場にあるという事情にもございますが、冷蔵倉庫業者が倉庫業の運営において適正を欠くという点がござりますれば、しかるべく处置を講じたいというふうに考えております。また、物資の所管官庁とも連絡を密にいたしまして、倉庫行政として可能な範囲で対処していきたい、こういうふうに考えてございます。

と思ひますが、その冷凍魚は本質的には生鮮の魚介類と競合する関係にございます。またさらに、ほかの水産物や畜産物との代替交換といった問題もございます。さらに、市場におきます仲卸人にしまして高値操作を行うといったことは、一般的に申しましてその利益といいますか、それは乏しいことであろうかと思います。しかし、かずのこのように特定の用途に用いられ、また需要が特定の時期に集中しているもの、こういうようなものにつきましては、昨年も再三にわたってわれわれの方で指導もしてまいりましたし、その結果いたしまして消費者のかずの離れといったような現象によりまして一部の商社が倒産するといったような、いわば消費者サイドからのチエックというものがきつくなってきております。今後もこういったような投機的な売買が行なわれないよう十分業界に対し指導を行つてまいりたい、こう考へております。

○三谷委員　これは東京水産大学の水産經營の専門家、平澤教授の意見として新聞に出しておりますが、鮮魚のセリでは買い手の力がかなり強い。ところが冷凍加工しておけば生産者側つまり売り手は安いときは市場に出さず、高値を待つて倉庫から出して売ればいい。さらに、ある程度買いだめをした上で市場操作して人工的に高値をつくり出した上、売つてもうけようということになる。

消費者の立場から言うならば冷蔵倉庫は魚の安定的高値を生み出す元凶である、こういう意見が述べられております。五十二年の東京都の調査報告を見ましても、冷凍冷蔵庫の普及が冷凍魚の増加、そしてそれによって市場の機能が破壊されてしまった。朝日の調査でも、冷凍の普及によりまして出荷操作が普及してきた、こういういろいろな資料が出ておるわけであります。

そこで運輸省の白書を見ますと、最近の在庫量の増加について消費需要がふるわなかつたから

だ、こういふうなことが書かれております。商社や大手水産会社が中心となつてやつております。冷蔵倉庫を悪用した魚隠し、魚転がしのために、国が必要にこたえ得る状況になつてきておる。そういう税の面にまで手厚い保護を加えておるということは、消費者にとりましてはきわめて奇怪なことがあります。冷蔵倉庫の建設は一応いま終わつておるといふふうに思うわけですが、自治省は見直しに際して冷蔵倉庫について特例措置を検討する用意がおありかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○石原政府委員 この冷蔵倉庫を含めまして営業用倉庫に対する固定資産税の課税標準の特例措置は、五十五年、ことしの一月一日までに、新增設されたものについて適用される、こういうことで期限が到来しております。したがいまして、当然この後の扱いをどうするか、五十六年度の税制改正の際の大きな検討課題だと思います。ただこの点につきましては、ただいまいろいろ御指摘があり、また新聞等でも言われておりますよう、冷蔵倉庫が価格操作のためにいわば悪用されるという御指摘であります。しかし、これは制度としてはもともと、庶民の生活を守るために価格の安定・需給調整のためにできた制度であります。したがつて、これらの制度が今後を展望してなお必要であるかどうか、これらについては、五十六年度の税制改正の中で関係の省庁の見通しなども承りながら検討してまいりたい、このように思ひます。

○三谷委員 安定的な価格調整のためにつくつた冷蔵倉庫が、実態は高値安定のために利用されておつて、高値価格調整のために活用されておる、こういふ事態、いま若干の御説明をしました。それから、この倉庫というものが大体、これは日本水産とか大洋漁業とか、こういふ大企業のもとに系列化されてきておるといふ実態もかなり強まつておるわけであります。そういう状況の中で、

地方税の減免までする必要があるのかどうか考え方、これは住民としてはきわめて素朴な考え方であります。そういう観点に立つてこの冷蔵倉庫の実態、一時御指摘あつたような遺憾な事例があつたようだと思いますけれども、全体としての冷蔵倉庫が現在どのような機能を果たしているのか、一般の庶民の生活に関連のある物資の調整についてどのような機能を果たしているのか、またこれらの施設が今後どういう整備の見通しになつてているのか、こういったことをも勘案しながら、いずれにしても五十六年度の税制改正で検討を迫られておる問題でありますから、その際十分検討させてもらいたいと思います。

○石原政府委員　ただいま申し上げましたように、この冷蔵倉庫の実態、一時御指摘あつたような遺憾な事例があつたようだと思いますけれども、全体としての冷蔵倉庫が現在どのような機能を果たしているのか、一般の庶民の生活に関連のある物資の調整についてどのような機能を果たしているのか、またこれらの施設が今後どういう整備の見通しになつてているのか、こういったことをも勘案しながら、いずれにしても五十六年度の税制改正で検討を迫られておる問題でありますから、その際十分検討させてもらいたいと思います。

○三谷委員 農林水産省、運輸省、どうぞお帰りください。

健康保険税についてお尋ねしますが、国民健康保険加入世帯の状況を見ますと、五十二年度の調査結果では、所得のない世帯及び所得が二十万円以下の世帯が二百八十五万世帯に達しております。また、全世帯の約半数近い四七%が総所得金額七十万以下ということで、圧倒的に低所得者の加入が多いわけであります。

ところが国保税の負担は、これらの低所得者の負担が相対的に重くなっている。総所得金額七十万以下の世帯が国保税の一八%に相当する約千五百億円を五十二年度で負担しております。これは個々の所得段階別で見ますと、五十二年度の、これは具体的な例を挙げる必要がありますが、秋田市で見ますと、総所得十万円以下の世帯の課税所得が約六千万円に対して、調定額が二千六百六十万円の割合になつております。つまり、いま申し上げました低い所得階層の国保税の負担率は四・三%になつておるわけです。同様に、三十万から四十万の階層の負担率はこれは一五・五%、六十万から七十万の階層の負担率は一二・八%であります。そして、五百万以上の階層ではわずかに三・四%の負担率になつておるわけでございま

す。このようにしまして国保税の負担というものが低所得者層に大変重たい。このことについてどうお考えになつておりますのか、お聞きしたいと思う。

○石原政府委員 御案内の国民健康保険税は、国民健康保険の療養の給付、医療費の支給等に要する経費の一部をその被保険者が負担するいわば種の保険共済的な制度であります。したがつてその負担の原則、考え方というのは、通常の租税制度とは若干違う、実体的には国民健康保険料の考え方で負担配分がなされております。しかも国民健康保険の被保険者が概して申しますと所得の低い人たちが多い、こういうことで、勢い所得の低い人们にもかなり高い保険料の負担をお願いせざるを得ない実態になつておるという点は、御指摘のとおりであります。

○三谷委員 憲法の二十五条ですかそういう規定等に照らしまして、このような所得の低い者はほど負担が高くなるという制度、これは検討する必要がありはしないかと私は思うものであります。

これについて大臣どうでしようか、お考えを聞きたいと思う。

（後藤田国税大臣）国保税は「きまし」ではあるが、私利も地方に出かけますと市町村長さんから一番訴えられるのはこの問題でござります。住民税等についてはまだ納得を得て引き上げる余地はあるが、と思うけれども、もう国保税だけはこれ以上はどうにもならぬといったような厳しい御意見をしそつちゅう聞かされておるわけでござります。

この問題は一応は、日本の医療制度全体の問題であるいは老人医療の問題、こういった点に改革のメスを入れなければ根本的な解決にはならないと思いますけれども、さて根本的解決を待つておったんじやどうにもなりませんので、私どもとしては現在は臨時財政調整交付金、これをできるだけ国の予算編成の際に増額をしてもらうということです。で今日まで処置をいたしておるような次第でござりますが、仰せのように国民健康保険の加入者と

いうのは、低所得の人が多いし同時にまたお年寄りが多いといったようなことでございますので、かえつて医療費の方は金がかかるという今日の現状でございます。そこで、お話しのように低所得者に負担がよけいかかるのは遺憾ではないかと言えば、これは一般論としてそのとおりである、されば何らかの改革をしなければならぬ、かようになります。

○三谷委員 生活保護基準以下の世帯でも、いま申しましたきわめて高額の税が賦課されておるという状態になつておるわけであります。この生活保護基準以下の所得者の一部について地方税法規定の七百三条で減額規定がありますが、この政令で定める減額基準を構成する算加額、政令五十六条の八十九でありますが今年度十六万五千円であります。五十五年度はこれは幾らになりますのか、お尋ねをしたい。そして、その額に基づいて標準四人世帯の四割減額基準は幾らになりますのか、これをお聞きしたい。また、五十五年度の生活保護基準一級地の同世帯の保護費を比較しました場合に、それは何%に達するのか、お聞きしたいと存ります。

めの額でござりますか 五十四年度は十六万五千円になつて います。これを五十五年度につきましては十七万円に引き上げる予定にしております。そこで、十七万円とした場合に夫婦子二人の四人世帯でどうなるかといいますと、基礎控除相当額が二十二万円になります。それでいまの十七万円に三人掛けることになりますので総額が七十三万円、いわゆる四割減額の対象世帯の金額は七十三万円、このようになります。それから、この金額が一級地の生活保護基準に比べてどのくらいの額になるかといいますと、一級地の五十四年度に比べますと四八・五%になります。

○三谷委員 大臣、いまお聞きのことおりでございまして、生活保護世帯が国保税の減額を受けます収入の限度額が七十三万円、それ以上の所得があると減額規定から除外される、こうなつてお

ります。そして本年度これを十七万に五千円上げるわけですが、一体十六万五千とか十七万といふのは何を基準に出すのですか、計算の仕方が非常にわかりにくい、一般に理解ができない複雑な構成になつておりますが、それはそれとしてお尋ねをしてしまして、五十四年度で生活保護世帯の保護基準の四八%以上は減免の対象にならない。つまり、国が最低生活基準として決めました生活保護額の四八%までだと減免の対象になる、それ以上は対象にならない、五二%というものは対象にならない、こういうことになるわけがありますが、この点もどうでしようか。生活保護基準というものが最も生活を保障するものだとして国がそういう処置をとつておるわけでありますから、これがその半分以下でなければ減免の対象にならないというのでは少し酷にすぎやしませんでしょうかどうでしょうか。

○後藤田国務大臣　三谷さんのおっしゃること、わからぬわけではありません。要するに、低所得者に対しては医療は無料にするのだといったようなことでもなれば一つのやり方だと思いますけれども、私は基本的に、国保税というのは何で税金にしたのだという実際は疑問を持つておるのであります。いまの制度は保険料なんですね。したがつて、保険の制度でやるといつたことが基本にありますから、いろいろな三谷さんのおっしゃるような御議論もあると思いますけれども、現在のたまえである以上は、そういった比較的低額の収入しかない人も保険料を負担していただくのだ、どうにもならぬ方は無料にしておくのだといったようなたてまえは、現在のやり方である以上はやむを得ない考え方であろう、かように私は考えます。

ともかくいまのこの制度、税金という考え方がある。うしてこういう制度になつたのかがよくわからぬ。いまの制度であるならば、やはりこれは保険制度である、こう理解せざるを得ないので、御指摘のようないろいろな問題点があるものである。○三谷委員 こういう状態になつております一つは、免稅点がないことです。それから所得の有無に關係なく益割課税があること。それから所得の有無に對する限度額があること。上の限度額があれば下もやはり一応の免稅点があつてしかるべきものであります。そして滞納だとか、事務費の國の負担分の超過負担も出てきておる。そして借入金の利子もかさんでくる。つまり、医療費以外のものが賦課總額の中に含まれてくる、医療費計算の分母の中に含まれてくる、こういう状態といふものが一つの要因になつておるわけであります。これについてはそれぞれに検討を加えて、低所得者の負担を軽減する処置を検討していただきたいと思います。

○石原政府委員 ただいま大臣から申し上げましたように、現在の国民健康保険税、名前は税であります。が、実体は国民健康保険料と理解すべきものだと思いますが、そこでこの国民健康保険料の実体を持つ保険税が、ただいま御指摘のようにいろいろ低所得者にもかなり重い負担になつてゐる、こういう事実、これらの問題は、単に国民健康保険税制度の問題だけを取り出しても解決しないわけでありまして、国民健康保険財政全体の解決のあり方としては、たとえばいまの定率負担金のあり方がいいのか、あるいは調整交付金のあり方がいいのか、あるいは自己負担の内容がいいのか、いろいろな意味での国民健康保険財政の抱えております課題といふものと一緒に今後解決しなければならない問題であろう、このように理解しております。

○三谷委員 保険料、保険料とおっしゃつていま

すが、強制が伴うわけだから保険料も税なんだ。

○三谷委員 公権力による強制的な処置が加わるわけですか

ら、当然これは税に違ひない。だから、料といふ名前を使っておりましてもこれは税なんです。税

でありますならば、もう少しそういう所得の実態

が強まつてこなくてはいけないとと思う。ですから、

いまのよう所得の低いほど高くなる、高いほど低くなる、ちょうどいまの所得税と同じような形になつておりますけれども、これは、こういう事業の内容からしましても当然考慮する必要があるものだと私は思つておりますが、検討をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、いわゆるただし書き方式によります課税方式が大多数の市町村において採用されておるようですが、この点について

自治省は改善の指導をする意思があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○石原政府委員 御指摘のとおり現在は、国民健康保険を実施しております。団体の九七%までがた

だし書き方式を採用しております。私どもは各自

で、その点について自治省の方が指導して、ただ

し書きで移行するようにというようなことは田下

考えておりません。

○三谷委員 ただし書き方式に基づく課税の場合これが著しく困難であると認める市町村が他

の方式による課税をしてもいい、こうなつておりますが、この著しく困難であると認める場合とい

うのはどういう場合なんでしょうか。

○石原政府委員 ただし書き方式以外の方式、た

く具備していない、これは直ちに無効であるとい

う判決について、やや酷ではないだろうか。そ

れからまた、秋田市も毎年度税額算定の基礎とな

ります課税総額というの議会で十分審議した上

で予算上決められておりますし、この決定の方式

も条例できちつと定められておるわけですから、市長が

はきちっと定められておるわけではな

いのであります。そういう意味で、私どもはこの秋田市の立場も理解できるという感じであります。

○三谷委員 それは各市町村で任意に選んでいい

わけですか。

○石原政府委員 各団体がそれを選択している

ものでございます。

○三谷委員 国民健康保険税条例に、府県、市町村の条例ですが、賦課額や税率を明記せずに、所

得割、資産割、均等割、平等割の税額の算定方式

のみを規定したいわゆる秋田方式ですね、これに

対して秋田地方裁判所で、憲法三十条、八十四条、

九十二条、九十四条及び地方税法第三条違反とい

う判決がおりました。この地方税法の第三条の一

項は、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、

課税標準、税率その他賦課徴収について定めする

には、当該地方団体の条例によらなければならな

い」と規定しておりますが、秋田市の国保税の課

税方式はその根拠となる賦課額及び税率を明定し

なかつた。そこで、課税要件法定主義違反、課税

要件明確主義違反並びに納稅義務者の不服申立權

の行使不能が問われて、秋田市の規定は無効かつ

違法という判決がおりますが、この秋田地

裁の判決について自治省はどのような御見解か、お聞きしたいと思います。

○石原政府委員 ただいま御指摘ありましたよ

うに、秋田市の国保条例において、税率等が明示さ

れてない、税負担額の算定方式を定めておるわけ

ですが、具体的に額とか率で定めてないといふこ

とで、これは租税法律主義に反するという趣旨の

秋田地裁の判決が出されているわけですが、これ

については御案内のように、秋田市は直ちに控訴

いたしております。

私どもはいまの地方税制度の運用として、税制

の解釈として、住民の立場から自分が負担する税

金が非常に明快にわかるように率、額等によつて

定められることが望ましいと思います。そういう

た指導もしているわけですが、ただ、秋田市の條

例の場合には結局、条例に書いてある算式で計算

すると各人の額はわかるようになつておる。そ

うに金額なり率なりが明示される方が望ましいと思

いますし、そういうた指導をしております。なお、

○三谷委員 このたゞ書き方式でやるようにな

ういう指導をされているわけですか。

○石原政府委員 自治省としてたゞ書き方式が

望ましいといふような指導はいたしておりませ

秋田地裁の判決があつたということも影響していると思いますし、どちらも指導をしておることも影響していると思いますが、最近いわゆる秋田方式を採用している団体は急速に減ってきております。たとえば昨年の五月現在、秋田方式をとつておりました団体が百二十七団体あつたのですけれども、昨年の九月現在になりますとこれが七十二団体に減っております。短期間の間に五十五団体減少しておりますと、恐らく今後もこの秋田方式を切りかえる団体がかなりふえてくる、このように見ております。

○三谷委員 個人の住民税の所得割課税最低限について昨年十二月の税制調査会でも、「国民生活水准との関係における課税最低限のあり方については、今後、当調査会において基本的に検討する必要があると考える。」と答申しておられます。五十五年度の個人住民税所得割の課税最低限は国民生活水準との関係においてどのようになつてあるのか、お聞きしたいと思います。

○石原政府委員 五十五年度の住民税の課税最低限は、夫婦子二人の標準世帯給与所得者で百五十八万四千円になります。なお、生活保護基準一級地の場合ですが、同じ条件の生活保護基準は五十四年度の場合、百五十万五千円ということになります。

○三谷委員 よくこれは比較を使われますが、憲法二十五条を理念とします最低生活費、すなわち生活保護費について、「一級地における標準四人世帯に住宅扶助、教育扶助、冬季加算及び期末一時扶助を加算した額とこの課税最低限の額、いま課税最低限の額は聞きましたが、生活保護基準について厚生省からお聞きしたいと思うのです。

○佐藤説明員 お答えいたします。

昭和五十五年度の一級地標準四人世帯、五十五年四月から五十六年三月まで生活扶助、住宅扶助、教育扶助並びに期末一時扶助を合計いたしますと、百六十五万二千七百七十円となります。

○三谷委員 いまお答えになりましたように、標準的な生活保護費の額を住民税の課税最低限額が

下回っておられます。つまり、最低生活費を割つて課税が行われておるという状態になつております。私どもはこの住民税の課税最低限を所得税の課税と一致させるべきだということを主張してまいりましたが、自治省は地方財政面及び広く税を負担さして自治に参加させるという考え方からこの主張を退けてこられました。

そこで、改めてお聞きしますけれども、この憲法二十五条の最低生活費を国が保障するという國の義務と、それ以下の所得者に対し國が地方税を課するということを法定する、このことの理論上の整合性は一体どうなるのでしょうか、自治省並びに厚生省の御意見をお聞きしたいと思うのです。

○石原政府委員 具体的に憲法が保障する最低生活費をどのように定めるかということは、生活保護法初め社会保険制度の方の体系の話であります。が、税制といたしましては、やはり國がいやしくも社会保障制度としてサポートする程度の金額に所得税にしても住民税にしても課税をするといふことは、制度としていかがなものか、こういう考え方を持つております。そこで今回は、住民税は前年所得課税でございますから、五十四年度の生活保護基準の状態なども勘案しながら、五十五年度の住民税の課税最低限の引き上げを決定したわけであります。

いずれにいたしましても税制としても、國が別途社会保険の体系でサポートする程度の水準に対して課税をするということは望ましくない、このように考えております。

○佐藤説明員 生活保護の基準は、世帯の人数とか地域別、その他たとえば障害を持つているあるいは老齢加算とかいう事情によってそれぞれ区々でございまますので、一律には決めかねる問題でございます。いわばケース・バイ・ケースの額にならわけでございますが、いずれにしても先ほど税務局長のお答えにありましたように、最低生活費に食い込まないことが適當ではないか、こう考えています。

○三谷委員 最低生活費に食い込むのでいけないのではないかと言つてゐるわけです。さつきの説明によりましても、生活保護基準、最低生活費が百六十五万、ところが課税の最低限百五十八万ということがあります。この点、大臣どうでしよう。したわけであります。この点、大臣どうでしよう。

○石原政府委員 住民税は前年所得を課税標準として課税しておりますので、生活保護基準との関連も前年所得で対比しておるわけでございまして、五十五年度の課税最低限は五十四年度の生活保護基準よりも上回っているという意味で整合性はとれている、このように考えております。

○三谷委員 そうしますと、五十五年度の課税最低限は五十五年度の生活保護費よりも下回るものだ、こういう御見解ですか。

○石原政府委員 前年所得課税でありますから、前年所得における生活保護基準等も見ながら整合性をとつておるということでございます。五十五年度をとつてみますと、五十五年度の生活保護基準との整合性はとれておりません。この点は從来もそういう事態は起つておるわけであります。それで、住民税の考え方として、前年所得課税であるがゆえに前年の基準との整合性というものに着目して額を決めているということです。

○三谷委員 いずれにしても、同じ年度におけるそれと保護基準というものが合致しなくちゃいかぬわけです。そして、同一の年度において計数をとりまして、生活保護基準よりも課税最低限が低いという場合に、さつき厚生省がお答えになりました内容が首肯できるわけなんですね。ですからいざれにしましても、前年度課税であれ現年度課税であれ、統計をとりますときにはこれを同じ年度にする、そういう整合性をとりながらたとえば課税最低限を決めてもららうあるいは生活保護費を決めてもらうということが必要だと思ひますけれども、そのようにおやりになつておるわけですか。

○石原政府委員 課税最低限にしても、そのほか住民税の課税標準をどのように取り扱うかについ

て、現年の基準を念頭に置いて定めるということになりますと、現在の住民税の課税方式を根本から変えるということになりますので、直ちにこの現年課税への移行というのは困難であろうと思つております。

○三谷委員 それをしなければ、いまおっしゃいました生活保護基準と税の最低限のバランスはとれなくなつてしまふ。となる方法をやはり考えなくてはいけない。そうしなければ、いつでも生活保護基準以下の所得しかない人に対し課税が行われるという結果になるわけでありますから、これは何かの研究的な方法をとつてもらいたいと思つますが、どうでしよう。

○石原政府委員 昨年あたりから住民税の課税最低限と生活保護基準が非常に接近してまいりました、先ほど来御指摘がありますように、このままで置きますと五十六年度には逆転現象が起つてしまふ、こういう事態になつております。そこで政府といたしましては、税制調査会において、社会保障制度と住民税の課税最低限との関係がいかにあるべきか、両者の間はどうのうに調整さるべきか、こういった点についてやや突つ込んだ検討をする、このように予定されております。私どもこの税調の場において、この問題を体系的に少しうつ込んだ検討をしてまいりたい、このように考えております。

○三谷委員 時間が参りましたから、もう一まとめにしてお聞きしますが、地方税法の三百二十三条によりますと、減免できる場合として公私の扶助を受けている場合というのがあります。生活保護はもちろんこの筆頭に挙げられると思いますが、それ以外に公私の扶助とは具体的には何を指すのか、これをすべてお答えをいただきたいと思います。

それから電気税でありますが、電気料金の上上がり幅が五〇・八%に決まつたそうでありますが、電気税の負担増を減ずる措置として免税点を二千四百円から三千六百円に引き上げようとしていらっしゃいますが、引き上げない場合の增收は幾らでしょうかが、

らになるのか。そして、免稅点の引き上げによりましても消費者はなおそれ以上の負担増となるわけであります。が、その場合の増収は幾らになりますか、これをお聞きしたい。

それからもう一つ、経企庁にお尋ねしますが、一般家庭の電気料金は、全国平均、通年平均で電気税込みの負担は月額何円から何円に上がるのか、お聞きしたい。

○石原政府委員 初めのお尋ねの住民税の減免の基準であります「公私の扶助を受ける者」、公と私規定する各種の扶助であります。それ以外の公の扶助としては、たとえば就学奨励金、就学援助のための援助金といったものが考えられます。それから、私の方の扶助ですが、これについてはたとえば社会福祉法人などが生活困窮者に対して一定の補助をしているような場合、あるいは生計をしていないたとえばおじさんとかおばさんとかが生活に困っている者に一定の生活扶助をしていく、こういったケースが考えられると思います。これらにつきましては各市町村の条例で具体的なケースを定めております。

それから二番目のお尋ねであります、今回、電気料金の改定に関連いたしまして免稅点を引き上げることにしておりますが、もし免稅点を引き上げないと最高どのくらいの負担増になるかというお尋ねであります。要するに、ボーダーラインの人がそのまままわっておきますと幾らの負担増になるかということですが、計算してみますと月額で百七十二円の負担増になります。

それからもう一つのお尋ねでありますが、現在免稅点以上の世帯にかかる電気税の額が今回の料金引き上げによってどれだけの増額になるかといいますと、三百六十億円の増額になります。

○香西説明員 お答えいたします。
電気代の家計負担につきましてはいろいろな計算が可能でございますけれども、家計調査ベース

全世帯について見ますと、約千七百円ぐらいの増加になる、このように考えております。

○三谷委員 いまの局長の答弁で、就学援助、保育所入所措置あるいは老人医療費の無料措置、児童手当、福祉年金、こういったものは公の扶助による。この扶助を受けている者は、市町村における住民税等の減免を受けられる資格があるというふうに理解していいわけでしょうか。

それから、もう時間ですからあわせてお尋ねしますが、いま電気税の増税分が三百六十億円とおつしやいましたね、四百五十億円という発表でありますましたが、これは変わってきたわけでしかねません。それで、これをゼロとするためには現行の5%の電気税率を何%にすればいいのか、これをお尋ねしたい。これをお尋ねしますのは、電気料金が上がり、かつまた電気税も重くなつてしまして、二重に負担を受けるという状態を防ぎますために、税を上げないで済ますためには何%の税率が適当なのか、お聞きしたい。

○石原政府委員 一番初めのお尋ねですが、公私の扶助の例示として先ほど先生が挙げられたようなものは、いわゆる公の扶助に入ると思いません。したがつて、それらの扶助の支給を受ける人が減ります。

それから、現在免稅点以上の世帯に対して課されている電気税の額が今回の値上げでどれだけふえるかということですが、計算の基礎を申しますと、料金改定前の一般世帯の電気税額は九百八億円であります。これが料金改定によりまして一千一百六十八億円にふえます。したがつてその差額は三百六十億円ということになります。

次に、もし仮に全く税の増収が生じないよう、一般の世帯の負担がふえないよう税率調整をするとすればこれは幾らになるかということです。

○香西説明員 お答えいたします。
電気代の家計負担につきましてはいろいろな計算が可能でございますけれども、家計調査ベース

○三谷委員 どうも。

○塩谷委員長 以上で本案に対する質疑は終りました。

○塩谷委員長 この際、本案に対して、小川省吾君提出の修正案及び安藤巖君提出の修正案がそれ提出されております。

両修正案の提出者から、それぞれ趣旨の説明を求めます。小川省吾君。

○小川(省)委員 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案〔本号末尾に掲載〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案〔本号末尾に掲載〕

○小川(省)委員 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党を代表し、その提案理由と内容の大要を御説明申し上げます。

一九七五年度來の地方財政の構造的な危機を開き、真に地方の時代にふさわしい地方税制を確立することは、八〇年代初頭に課せられた緊急な課題であります。

しかしながら政府・自民党は、税源再分配による自主財源の充実、企業課税の強化、不公平税制の是正という三つの基本改革を怠り、ひたすら借金依存と国民負担増を基軸とする税財政対策を固執し、本改正案においては名ばかりの住民税減税を行つてはいるにすぎません。

わが党は、国、地方の税財政の根本的改革をこれまで強く要求してきたところであります。が、住民負担の軽減かつ適正化、企業課税の強化等地方税源の充実を図るために、緊急かつ基本的な事項について所要の修正を行つこととしたのであります。

以下、修正案の概要を御説明申し上げます。

第一に、道府県民税所得割の税率について、今回の政府案における六百五十三万円以下の所得者に区分する超過累進税率制に改めることといたし

ております。

第二に、事業税に係る社会保険診療報酬課税条例措置を廃止することといたしております。

第三に、一九八一年度から資本金五億円以上の法人に係る事業税については、外形標準課税を導入することといたしております。

以上が本修正案の提案理由及びその概要であります。が、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○塩谷委員長 次に、安藤巖君。

○安藤委員 どうも。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案〔本号末尾に掲載〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案〔本号末尾に掲載〕

○安藤委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を申上げます。

政府提案の法案は、不動産取得税の課税標準の特例並びに住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の適用対象者を、取得の日から六十日以内に申告した者のみに限定し、きわめて狭く制限をしております。政府はその理由として、登録免許税の場合と同じ要件にそろえて課税關係を明確にしたと答えていますが、これが実施に移されれば、五十三年度実績で年間百五十万件の適用対象者に大きな影響が出てくるのは必至であります。実際の生活において、一般国民にとっては不動産の取得は一生に一度あるかないかであります。その国民すべてに六十日以内の申告を周知徹底することは不可能と言わなければなりません。現に登録免許税についての税率の軽減制度で六十日以内の申告で適用を受けた者は、東京都で五十三年度ではわずか二十七件というのが実態であります。六十日以内の申告を忘れて制度の適用を受けられない人が多数に上ることは間違いないありません。

また、不動産取得の日の確認、統出する苦情に

に残されている課題は少なくありません。また、長期間にわたる人口の著しい流出の結果、過疎地域では地域社会の基盤が弱まり、その機能が低下するとともに、人口の急速な老齢化という新たな課題も生じております。したがって、今後はこのような課題に対処しながら、すべての住民が魅力と安らぎを感じつづけるとづくりにいそしむことのできるような積極的な振興策を講ずる必要があります。

このような見地から、今後とも引き続き過疎地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与するため、ここに本案を起草した次第であります。

次に、本案の内容についてその概要を御説明いたします。

まず第一に、過疎地域の範囲についてであります。国勢調査による人口の減少率が昭和三十五年から昭和五十年までの十五年間に二〇%以上で、かつ昭和五十一年度から昭和五十三年度までの三年度の財政力指数の平均が〇・三七以下の市町村の区域としております。

なお、本案では沖縄県の市町村をも新たに対象とすることとしております。

さらに、今後実施される国勢調査の結果により新たに人口減少率の要件に該当することとなる団体については、その時点における最近三年度の財政力指数の平均が〇・三七以下の場合には、さらに過疎地域の市町村として追加していくこととしております。

第二は、過疎対策の計画的な推進についてであります。

過疎対策は総合的かつ計画的に推進していく必要がありますので、都道府県が定める過疎地域振興方針に基づき、市町村及び都道府県がそれぞれ過疎地域振興計画を策定し、相互に緊密な連携により過疎対策事業を実施していくこととしており

ます。

第三は、本案により新たに講ずる特別措置についてであります。

本案においては、交通通信体系の整備に関する事項、教育及び文化に関する施設の整備に関する事項、生活環境に関する施設及び老人福祉その他

の福祉に関する施設の整備に関する事項、医療の確保に関する事項、農林水産業、商工業その他の

産業の振興に関する事項、集落の整備に関する事項について計画を策定し、これにより特別措置を講ずることとしておりますが、特に最近における

過疎地域の実情と要望にかんがみ、新たな特別措置として老人福祉の増進のための施設の建設についての助成措置、それぞれの地域の実情に応じて特定の診療科目に係る医療の確保を図るために必要な施設整備についての助成措置、中小企業者に

対する資金の確保のほか、地場産業の振興及び商業の振興を図るために市町村が行う公共施設の設置についての財政措置、複式学級教育を余儀なく

されいる小規模小中学校における教育の充実についての適切な配慮を行うこととしております。

第四は、これらの特別措置に関する税財政上及び金融上の特別措置についてであります。

国の負担または補助の割合の特例、過疎地域振興のための地方債、基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備とこれに対する国の負担割合の特例、医療確保のため都道府県知事が実施すべき事業とこれに対する国の補助、農林漁業金融公庫等からの資金の貸し付け、過疎地域における事業に係る税制上の特別措置等過疎地域対策緊急措置法で講じられていた各種特別措置は、本案においても講ずることとしております。

第五は、本案の施行についてであります。

本案は、昭和五十五年四月一日から施行し、十年後の昭和六十五年三月三十一日限りでその効力を失うこととしております。

また、現行の過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎地域の市町村のうち、本案では対象とならないものに対しては、四年間過疎債の発行を認める

ほか、関係地域の道路の都道府県による代行整備について経過的な措置を講ずる等により、財政上の激変を緩和するとともに、すでに着工した事業の完了を図ることとしております。

なお、本案施行に要する経費としては、約二百十億円が見込まれております。

以上が本起草案の趣旨及びその内容の概要であります。

最後に付言させていただきますが、本起草案を取りまとめるに当たりまして、すでに過疎対策に関する法律案等を提出発表されておりました各党の代表者に御参考集を願い、三日間にわたりて熱心に御協議を行つていただき、また理事会においても慎重に検討を重ねてまいりました次第であります。

これらの過程において現行の過疎市町村のうち非過疎市町村となるものに対しては、経過措置の期限を切ることなく当分の間本法を全面的に適用すべきであるとの意見がありましたたが、起草案のどおり取りまとめることがいたしました。

なお、過疎地域における自主財源は、今後一層充実する必要があると思料されますので、今後の検討課題とすることとしたことを特に申し添えます。

〔賛成者起立〕

○塙谷委員長 起立總員。よつて、さよう決しました。

なお、法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塙谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る二十五日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十分散会

の充実を期してまいる所存でござります。

委員各位の御指導と御鞭撻を中心お願いをいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○塙谷委員長 お詫びいたします。

過疎地域振興特別措置法案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塙谷委員長 起立總員。よつて、さよう決しました。

なお、法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塙谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る二十五日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十分散会

過疎地域振興特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

の一部を次のように改正する。

第四百九十条の二第一項中「二千四百円」を「三千六百円」に改める。

2 改正後の第四百九十条の二第一項の規定は、

昭和五十五年五月一日以後に使用する電気に対する課すべき電気税(特別徴収による電気税にして課すべき電気税(特別徴収による電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に對して課する電気税(特別徴収による電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべき

までも講ずることとしております。

第六は、本案の施行についてであります。

本案は、昭和五十五年四月一日から施行し、十年後の昭和六十五年三月三十一日限りでその効力を失うこととしております。

また、現行の過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎地域の市町村のうち、本案では対象とならないものに対しては、四年間過疎債の発行を認める

第一條中第三十八條の如きに加える。
（であつた料金に係るもの）については、なお従
前の例による。

**第一条中第三十八条の改正規定の次に次のよう
に加える。**

この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお從前の例によることとされる電気税に係るこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

電気料金の改定に伴い、電気税の負担の軽減を図るため、免税点を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する意見

**地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次
る修正案(小川省吾君提出)**

のよろは修正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所 得 税
課 稅 金 額
の 分 に よ つ て
課 稅 総 所 得
金 額 又 は 課 税 退 職 所 得
金 額 を 区 分 し て 次 の 四 表 の 下 閣

に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分に

よつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用

して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

百五十万円以下の金額

百五十万円を超える金額

二百五十万円を超える金額
百分の四

四百万円を超える金額

六百万円を超える金額

第三項とし、同条第一

項の次に次の二項を加える。

2 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、昭

和五十六年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割

について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例によ

る。

附則第十八条を附則第二十一条とし、同条の前

に次の一項を加える。

（法人事業税における外形標準課税方式の導入

に関する措置）

第二十条 政府は、昭和五十六年度から、資本の金額又は出資金額が五億円以上の法人の行う事

業（電気供給業・ガス供給業・生命保険事業及び損害保険事業を除く。）に対する事業税の課税

標準について、所得及び清算所得と事業の規模又は活動量を的確に示すことのできる外形標準

とを併せ用いる方式を探るよう必要な措置を講

ずるものとする。

附則第十七条を附則第十九条とし、附則第四条から附則第十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第三条の次に次の二項を加える。

附則第七十二条の十四第一項（社会保険

診療報酬の所得計算の特例の廃止に関する部分

に限る。）の規定は、昭和五十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業

税については、なお従前の例による。

第五条 新法第七十二条の十七第一項（社会保険

診療報酬の所得計算の特例の廃止に関する部分

に限る。）の規定は、昭和五十五年度分の個人の事業税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する

修正案（安藤巖君提出）

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次

のように修正する。

第一条中第七十三条の十四第二項、第九項及び

第十項の改正規定並びに同条第十一項の次に一項

を加える改正規定中「及び第四項」を削り、「第十

三項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十項」

に改め、同条第十二項を同条第十一項とする。

第一条中第七十三条の十四第三項から第八項ま

での改正規定及び同条第二項の次に二項を加える

改正規定中「第十項」を「第九項」に、「二項ずつ」

を「一項ずつ」に、「第六項」を「第五項」に、「第

五項」としを「第四項」としに、「次の二項」を「次

の一項」と改め、同条第四項を削る。

第一条中第七十三条の二十四に二項を加える改

正規定中「次の二項」を「次の二項」に改め、同

条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前

項」に改め、同項を同条第四項とする。

第一条中第四百八十九条第一項の改正規定並び

に第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二

第二項の改正規定を次のように改める。

第四百八十九条第一項を削り、同条第二項を

一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改め、同項を同

条第八項とし、同条第十項から第十五項までを

一項ずつ繰り上げる。

第四百八十九条の二第二項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改めることとする。

第一条中附則第十一項の改正規定中「第六項若

しくは第七項」を「第五項若しくは第六項」に、

第七項又は第十一項」を「同条第十項」に、「第六項、第七項又は第

第十項」に改める。

附則第四条中第五項及び第六項を削り、第七項

を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項及び

第十項を削る。

附則第八条中「第四百八十九条第一項及び第九

項」を「第四百八十九条」に改める。

のようにより修正する。

第一条中第七十三条の十四第二項、第九項及び

第十項の改正規定並びに同条第十一項の次に一項

を加える改正規定中「及び第四項」を削り、「第十

三項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十項」

に改め、同条第十二項を同条第十一項とする。

第一条中第七十三条の十四第三項から第八項ま

での改正規定及び同条第二項の次に二項を加える

改正規定中「第十項」を「第九項」に、「二項ずつ」

を「一項ずつ」に、「第六項」を「第五項」に、「第

五項」としを「第四項」としに、「次の二項」を「次

の一項」と改め、同条第四項を削る。

第一条中第七十三条の二十四に二項を加える改

正規定中「次の二項」を「次の二項」に改め、同

条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前

項」に改め、同項を同条第四項とする。

第一条中第四百八十九条第一項の改正規定並び

に第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二

第二項の改正規定を次のように改める。

第四百八十九条第一項を削り、同条第二項を

一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改め、同項を同

条第八項とし、同条第十項から第十五項までを

一項ずつ繰り上げる。

第四百八十九条の二第二項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改めることとする。

第一条中附則第十一項の改正規定中「第六項若

しくは第七項」を「第五項若しくは第六項」に、

第七項又は第十一項」を「同条第十項」に、「第六項、第七項又は第

第十項」に改める。

附則第四条中第五項及び第六項を削り、第七項

を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項及び

第十項を削る。

附則第八条中「第四百八十九条第一項及び第九

項」を「第四百八十九条」に改める。

（過疎地域）
第一條 この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める額を超える市町村を除く。）の区域をいふ。

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次の

改正規定及び同条第二項の前に次の

三項」としを「第十二項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同条第十二項を同条第十一項とする。

第一条中第七十三条の十四第三項から第八項ま

での改正規定及び同条第二項の次に二項を加える

改正規定中「第十項」を「第九項」に、「二項ずつ」

を「一項ずつ」に、「第六項」を「第五項」に、「第

五項」としを「第四項」としに、「次の二項」を「次

の一項」と改め、同条第四項を削る。

第一条中第七十三条の二十四に二項を加える改

正規定中「次の二項」を「次の二項」に改め、同

条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前

項」に改め、同項を同条第四項とする。

第一条中第四百八十九条第一項の改正規定並び

に第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二

第二項の改正規定を次のように改める。

第四百八十九条第一項を削り、同条第二項を

一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改め、同項を同

条第八項とし、同条第十項から第十五項までを

一項ずつ繰り上げる。

第四百八十九条の二第二項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改めることとする。

第一条中附則第十一項の改正規定中「第六項若

しくは第七項」を「第五項若しくは第六項」に、

第七項又は第十一項」を「同条第十項」に、「第六項、第七項又は第

第十項」に改める。

附則第四条中第五項及び第六項を削り、第七項

を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項及び

第十項を削る。

（過疎地域）
第一條 この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める額を超える市町村を除く。）の区域をいふ。

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次の

改正規定及び同条第二項の前に次の

三項」としを「第十二項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同条第十二項を同条第十一項とする。

第一条中第七十三条の十四第三項から第八項ま

での改正規定及び同条第二項の次に二項を加える

改正規定中「第十項」を「第九項」に、「二項ずつ」

を「一項ずつ」に、「第六項」を「第五項」に、「第

五項」としを「第四項」としに、「次の二項」を「次

の一項」と改め、同条第四項を削る。

第一条中第七十三条の二十四に二項を加える改

正規定中「次の二項」を「次の二項」に改め、同

条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前

項」に改め、同項を同条第四項とする。

第一条中第四百八十九条第一項の改正規定並び

に第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二

第二項の改正規定を次のように改める。

第四百八十九条第一項を削り、同条第二項を

一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改め、同項を同

条第八項とし、同条第十項から第十五項までを

一項ずつ繰り上げる。

第四百八十九条の二第二項中「同条」を「同

法第八十二条の二の専修学校（これに附置する

施設を含む。）に改めることとする。

第一条中附則第十一項の改正規定中「第六項若

しくは第七項」を「第五項若しくは第六項」に、

第七項又は第十一項」を「同条第十項」に、「第六項、第七項又は第

第十項」に改める。

附則第四条中第五項及び第六項を削り、第七項

を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項及び

第十項を削る。

2 市町村計画に基づいて行う前項各号に掲げる

施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の經營に伴う收入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港閑連道とみなす。第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る國の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号。以下この条において「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で該事業に係

幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

第十五条 都道府県知事は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に關し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。

（老人福祉の増進）
第十七条 国は、過疎地域における老人福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするとときは、予算の範囲内で、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

第十三条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるもの(を除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず

項に規定する適用団体である場合においては、
国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に

における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定め

第一号に掲げる国の負担割合により算定した額
項に規定する適用団体である場合においては、
国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に
掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行ふ場合は、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行ふものとする。この場合において、都道府県が代わって行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額が第二号に掲げる國の負担割合を超えないものにあつては、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当するものとする。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路改築の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」といふ）

係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を

備事業」というのに要する経費は「いっては該都道府県が負担する。

る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道

二 北海道及び奄美群島の区域における当該其した國の負担割合

含む)、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業經營改善計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

第二十三条 国及び都道府県は、過疎地域の中小企業者が行う事業であつて第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に關し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。(住宅金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十四条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に附隨する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十五条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第二十六条 過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附屬設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百四十九号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附屬設備について行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ことに、第一条第一項第一号中「昭和三十五年」

二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときには、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(第五章 雜則)

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第二十八条 この法律は、昭和五十一年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ことに、第一条第一項第一号中「昭和三十五年」

とあるのは、「当該国勢調査が行われた年から起算して十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「昭和五十年」とあるのは、「当該国勢調査が行われた年」と、「〇・二」とあるのは、「当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」とあるのは、「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

第二十九条 第二条第一項各号に規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律を適用するため必要な事項、前条の場合におけるこの法律の適用に關し必要な事項、沖縄県の市町村について第二条(前条の規定により読み替えて適用される第二条を含む)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。(施行期日)

2 第十条、第十一條、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第五項及び第十七条の規定は、昭和五十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金(昭和五十四年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされた國の負担金又は補助金を除く)から適用し、昭和五十四年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされた國の負担金又は補助金

とあるのは、「当該国勢調査が行われた年から起算して十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「昭和五十年」とあるのは、「当該国勢調査が行われた年」と、「〇・二」とあるのは、「当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」とあるのは、「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(過疎地域対策緊急措置法の失効に伴う経過措置)

3 この法律は、昭和六十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

(この法律の失効)

4 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号。以下「旧過疎法」という。)第六条に規定する市町村計画又は都道府県計画に基づく事業に係る國の負担金又は補助金のうち、昭和五十四年度以前の年度分の國庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされたもの及び昭和五十四年度以前の年度分の予算に係るもので昭和五十四年度以後に繰り越されたものについては、同法第九条第十条及び第十四条第五項の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

5 昭和五十五年三月三十一日において旧過疎法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「旧過疎地域の市町村」という。)の区域内における同法第十三条第一項に規定する基礎道路の新設及び改築に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについてその工事を完了していないものについては、同法第十三条の規定は、昭和五十九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

6 地方公共団体が、旧過疎地域の市町村の区域内において、事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、当該課税免除又は不均一課税が昭和五十五年三月三十一日(固定資産税については、政令で定める日)以前に行われた場合に限り、旧過疎法第二十二条の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

(旧過疎地域の市町村等に対するこの法律の準用)

理由

人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にある地域について、その振興を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与するため、生活環境、生産基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百十億円の見込みである。